

特定教育・保育施設 自主点検シート [令和8年4月版]

【幼稚園型認定こども園】

施設名		運営法人名	
所(園)長名		法人代表者名	
所在地	志木市	記入者名	
電話番号 メールアドレス		記入年月日	

志木市 福祉部 福祉監査室 TEL: TEL: 048-456-5365 (直通)

E-mail: fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

※点検シート等の提出はE-mailでお願い致します。

自主点検シートについて

- ・ 利用者に適切な教育・保育サービスを提供するためには、施設自らが、運営基準に適合しているかどうか、施設型給付費等の請求が算定要件を満たして適正に行われているかどうかなどについて、日常的に確認することが重要です。
- ・ この自主点検シートを活用して、施設の運営状況について、毎年、定期的な点検をお願いします。
- ・ 市が実地指導を行う際には、事前に施設でこのシートを使って点検をいただき、実地指導の前に提出をお願いしています。当日は、このシートに沿って運営状況を確認しますので、施設の方でもその写しを保管しておいてください。
- ・ 「点検結果」欄は、該当する項目 (いる・いない・非該当・適合・不適合) の口を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。基準等に不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。

※ 「確認事項」欄のゴシック体で書かれた部分は、令和8年4月までの改正、追加又は修正部分です。

※ 幼稚園の認可基準の適合状況等に関する書面調査・実地検査については、埼玉県(学事課)が行います。

※ 認定こども園法(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)の規定による実地検査は、幼保連携型認定こども園を除いて実施されません。

※ 法令等の表記は、次のとおり略称を使用しています。

支援法： 子ども・子育て支援法

認定基準： (認定こども園として認定を受けるに当たって、適合しなければならない基準)

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成18年条例第67号)

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成18年規則第121号)

(最終改正：令和6年4月1日)

[国] 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)、同法施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)(最終改正：令和8年4月1日)

[国] 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)

確認基準： (施設型給付費等の支給に係る事業を行う者として確認するに当たって、適合しなければならない基準)

志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)

[国] 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(最終改正：令和7年10月1日)

費用： 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)

費用通知： 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(5文科初第483号令和5年5月19日)(最終改正：こ成保305 8文科初第172号令和8年4月8日)

処遇改善： 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(最終改正：令和7年4月11日こ成保296・7文科初第250号、子ども家庭庁長、文部科学省初等中等教育局長連名通知)

幼稚園教育要領： 幼稚園教育要領解説(平成30年2月文部科学省)

保育指針： 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)指針解説：保育所保育指針解説(平成30年2月厚生労働省)

(参考)	公定価格		保育の必要量や施設所在地等を勘案して、特定教育・保育、特定地域型保育等に必要な費用の額を国が定める基準により算定した額	
	警備員認定	教育標準時間認定	1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの
		保育認定	2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
			3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(支援法第19条第1項第1号、第2号、第3号での規定)

(目次)

第1 認定基準	[県]	
職員配置、学級編成、職員の資格、施設設備 等		3
第2 基本的事項		6
第3 職員基準（施設型保育給付費に係る項目を含む）		
1 施設長		7
2 公定価格上の配置基準（基本部分）		7
3 その他保育教諭等の配置に当たっての留意点		8
第4 運営基準		
1 利用定員		9
2 運営規程		9
3 内容及び手続の説明及び同意		9
4 重要事項の揭示		9
5 正当な理由のない提供拒否の禁止等		9
6 あっせん、調整及び要請に対する協力		10
7 受給資格等の確認		10
8 教育・保育給付認定の申請に係る援助		10
9 定員の遵守		10
10 心身の状況等の把握		10
11 平等に取り扱う原則		10
12 虐待等の禁止		10
13 虐待の防止		10
14 小学校等との連携		11
15 地域との連携		11
16 教育・保育の提供の記録		11
17 相談及び援助		11
18 利用乳幼児の健康診断	[県]	11
19 食事の提供	[県]	11
20 利用者負担額等の受領		12
21 施設型給付費等の額に係る通知等		13
22 勤務体制の確保等		14
23 職員の健康診断	一部[県]	14
24 秘密保持等		14
25 非常災害対策	[県]	15
26 安全計画の策定等		15
27 自動車を運行する場合の所在の確認		15
28 環境衛生	[県]	15
29 緊急時等の対応		15
30 事故発生の防止及び発生時の対応		15
31 苦情解決		16
32 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知		16
33 情報の提供等		16
34 利益供与等の禁止		16
35 会計の区分		17
36 記録の整備		17
37 電磁的記録等		17
第5 教育及び保育の内容		
基本・目標、配慮すべき事項、教育・保育計画		18
環境の構成、日々の留意点、小学校との連携		18

第6 施設型給付費	
1 基本的事項	20
2 地域区分等	20
3 基本分単価	21
4 処遇改善等加算	21
5 副園長・教頭配置加算	29
6 学級編成調整加配加算	29
7 3歳児配置改善加算	29
8 4歳以上児配置改善加算	30
9 1歳児配置改善加算	32
10 満3歳児対応加配加算	32
11 講師配置加算	33
12 休日保育加算	33
13 夜間保育加算	34
14 チーム保育加配加算	34
15 減価償却費加算	35
16 賃借料加算	35
17 通園送迎加算	36
18 給食実施加算	36
19 外部監査費加算	36
20 副食費徴収免除加算	37
21 土曜日に閉所する場合	37
22 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	37
23 年齢別配置基準を下回る場合	39
24 配置基準上求められる職員資格を有しない場合	39
25 安全計画の策定等をしていない場合	39
26 経営情報等の報告を行っていない場合	40
27 定員を恒常的に超過する場合	40
28 療育支援加算	41
29 事務職員配置加算	43
30 指導充実加配加算	43
31 事務負担対応加配加算	44
32 冷暖房費加算	44
33 施設関係者評価加算	44
34 高齢者等活躍促進加算	44
35 施設機能強化推進費加算	45
36 小学校接続加算	46
37 栄養管理加算	46
38 第三者評価受審加算	47
39 保育 ICT 推進加算	47
第7 その他	
1 変更の届出	49
2 教育・保育に係る情報の公表	49
3 法令遵守等の業務管理体制整備	49

(参考) こども家庭庁・埼玉県・市のホームページ 51

基準や給付費について内閣府から示されている主なQ&A（こども家庭庁ホームページに掲載）

・事業者向けFAQ [第7版] 平成27年3月

・公定価格に関するFAQ（よくある質問）第28版（令和7年9月9日時点版）

点検項目 根拠法令等	確認事項	点検結果	不適合の場合：その状況・改善方法
第1 認定基準（認定こども園として認定を受けるに当たって、適合しなければならない基準）			
認定こども園法 第3条第2項 第1号	幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。		
1 職員配置	1) 教育及び保育並びに子育て支援事業を提供する機能を総合的に発揮させるとともに、その一体的な管理及び運営を行う者として1人の園長を置くこと。 2) 教育又は保育に従事する者（以下「教育保育従事職員」という。）を次のとおり置くこと。ただし、常時2人を下回ってはならない。 （満1歳未満の子ども） （満1歳以上満3歳未満の子ども） （満3歳以上満4歳未満の子ども） （満4歳以上の子ども） おおむね3人につき1人以上 おおむね6人につき1人以上 おおむね15人につき1人以上 おおむね25人につき1人以上 【 経過措置 】 ① この府令は令和6年4月1日から施行する。 ② 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この基準の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設定及び運営に関する基準の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 ③ ②の場合を除き、この府令の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、これらの規定による基準は、当該市の条例で定める基準とみなす。 ※国の認定基準（附則第3項の経過措置） → 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、・・・（上記と同じ配置基準）により置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、・・・職員のうち一人は、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。		
2 学級編成	満3歳以上の子どもについて、次のとおり学級を編制し、各学級ごとに、1人以上の教育保育従事職員に担当させること。 ① 学級の編制は、幼稚園と同様に一日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間について行うものとする。 ② 1学級の人数は、満3歳以上満4歳未満の子どもにあつては20人以下、満4歳以上の子どもにあつては35人以下とする。 ※国の認定基準（第2の2）→ 1学級の子どもの数は35人以下を原則とする。 ③ ②にかかわらず、満3歳以上満4歳未満の子どもの学級について、学級を担当する教育保育従事職員（以下「学級担任」という。）を2人以上置く場合には、1学級の人数を35人以下とすることができる。		
3 職員の資格	1) 満3歳未満の子どもの教育保育従事職員は、保育士の資格を有する者であること。 ※国の認定基準（附則第4項の経過措置） → 保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。）をもって代えることができる。 2) 満3歳以上の子どもの教育保育従事職員は、次の場合（注）を除き、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者であること。 注) 幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者を置くことが困難な場合で次に掲げるとき ① 幼稚園の教員の免許状のみを有する者を学級担任とするとき。 ② 次のイ又はロに該当する者を教育及び保育時間相当利用児の保育に従事させるとき。 イ 保育士の資格のみを有する者 ロ 幼稚園の教員の免許状のみを有する者（その意欲、適性、能力等を考慮して教育及び保育時間相当利用児の保育に従事することが適当と認められる者であつて保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものに限る。） ※国の認定基準（附則第5項の経過措置） → 2)により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 ※国の認定基準（附則第6項の経過措置） → 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の		

	総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合 1)、2)により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 ※国の認定基準（附則第7項の経過措置） → 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、上記「1 職員配置」の2)により置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。 <table><tr><td>附則第4項</td><td>上記「3 職員の資格」で置かなければならない保育士の資格を有する者</td><td>幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。）</td></tr><tr><td>附則第5項</td><td>上記「3 職員の資格」で置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者</td><td>小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。）</td></tr><tr><td>附則第6項</td><td>上記「3 職員の資格」で置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者</td><td>都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者</td></tr></table>	附則第4項	上記「3 職員の資格」で置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。）	附則第5項	上記「3 職員の資格」で置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。）	附則第6項	上記「3 職員の資格」で置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者																			
附則第4項	上記「3 職員の資格」で置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。）																											
附則第5項	上記「3 職員の資格」で置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。）																											
附則第6項	上記「3 職員の資格」で置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者																											
4 施設・設備	1) 園舎の面積 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室その他の施設の面積を除き、次の表に定める面積以上であること。 <table><tr><td>学級数</td><td>面積</td></tr><tr><td>1 学級</td><td>1 8 0 m²</td></tr><tr><td>2 学級以上</td><td>1 0 0 m²×（学級数－2）＋3 2 0 m²</td></tr></table> 2) 次のとおり、乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。 <table><tr><td>区分</td><td>面積</td></tr><tr><td>乳児室 又はほふく室</td><td>満2歳未満の子ども1人×3. 3 m² 以上</td></tr><tr><td>保育室 又は遊戯室</td><td>満2歳以上の子ども1人×1. 9 8 m² 以上 ※ 満3歳以上の子どもに限り、その園舎の面積が上記の基準を満たすときは、この限りでない。</td></tr><tr><td>屋外遊戯場 （①、②のいずれも満たすこと） ※②を満たすときは①を満たすことを要しない。</td><td>①満2歳以上の子ども1人×3. 3 m² 以上 ②（次の表に掲げる面積）＋（満2歳以上満3歳未満の子どもについて①で算定した面積） 以上 <table><tr><td>学級数</td><td>面積</td></tr><tr><td>2 学級以下</td><td>3 0 m²×（学級数－1）＋3 3 0 m²</td></tr><tr><td>3 学級以上</td><td>8 0 m²×（学級数－3）＋4 0 0 m²</td></tr></table></td></tr><tr><td>調理室</td><td>園舎と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること。 子どもに対する食事の提供を行うための調理室を設けること。 ※ 次の①又は②に掲げる場合は、当該①又は②に定める設備の設置をもって、調理室の設置に代えることができる。 <table><tr><td>区分</td><td>設備</td></tr><tr><td>①知事が別に定めるところにより、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を園外で調理し、及び搬入する方法により行う場合</td><td>調理のための加熱、保存等の機能を有する設備</td></tr><tr><td>②子どもに対する食事の提供について、園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合</td><td>当該方法により行うために必要な調理設備</td></tr></table></td></tr></table>	学級数	面積	1 学級	1 8 0 m ²	2 学級以上	1 0 0 m ² ×（学級数－2）＋3 2 0 m ²	区分	面積	乳児室 又はほふく室	満2歳未満の子ども1人×3. 3 m ² 以上	保育室 又は遊戯室	満2歳以上の子ども1人×1. 9 8 m ² 以上 ※ 満3歳以上の子どもに限り、その園舎の面積が上記の基準を満たすときは、この限りでない。	屋外遊戯場 （①、②のいずれも満たすこと） ※②を満たすときは①を満たすことを要しない。	①満2歳以上の子ども1人×3. 3 m ² 以上 ②（次の表に掲げる面積）＋（満2歳以上満3歳未満の子どもについて①で算定した面積） 以上 <table><tr><td>学級数</td><td>面積</td></tr><tr><td>2 学級以下</td><td>3 0 m²×（学級数－1）＋3 3 0 m²</td></tr><tr><td>3 学級以上</td><td>8 0 m²×（学級数－3）＋4 0 0 m²</td></tr></table>	学級数	面積	2 学級以下	3 0 m ² ×（学級数－1）＋3 3 0 m ²	3 学級以上	8 0 m ² ×（学級数－3）＋4 0 0 m ²	調理室	園舎と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること。 子どもに対する食事の提供を行うための調理室を設けること。 ※ 次の①又は②に掲げる場合は、当該①又は②に定める設備の設置をもって、調理室の設置に代えることができる。 <table><tr><td>区分</td><td>設備</td></tr><tr><td>①知事が別に定めるところにより、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を園外で調理し、及び搬入する方法により行う場合</td><td>調理のための加熱、保存等の機能を有する設備</td></tr><tr><td>②子どもに対する食事の提供について、園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合</td><td>当該方法により行うために必要な調理設備</td></tr></table>	区分	設備	①知事が別に定めるところにより、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を園外で調理し、及び搬入する方法により行う場合	調理のための加熱、保存等の機能を有する設備	②子どもに対する食事の提供について、園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合	当該方法により行うために必要な調理設備
学級数	面積																												
1 学級	1 8 0 m ²																												
2 学級以上	1 0 0 m ² ×（学級数－2）＋3 2 0 m ²																												
区分	面積																												
乳児室 又はほふく室	満2歳未満の子ども1人×3. 3 m ² 以上																												
保育室 又は遊戯室	満2歳以上の子ども1人×1. 9 8 m ² 以上 ※ 満3歳以上の子どもに限り、その園舎の面積が上記の基準を満たすときは、この限りでない。																												
屋外遊戯場 （①、②のいずれも満たすこと） ※②を満たすときは①を満たすことを要しない。	①満2歳以上の子ども1人×3. 3 m ² 以上 ②（次の表に掲げる面積）＋（満2歳以上満3歳未満の子どもについて①で算定した面積） 以上 <table><tr><td>学級数</td><td>面積</td></tr><tr><td>2 学級以下</td><td>3 0 m²×（学級数－1）＋3 3 0 m²</td></tr><tr><td>3 学級以上</td><td>8 0 m²×（学級数－3）＋4 0 0 m²</td></tr></table>	学級数	面積	2 学級以下	3 0 m ² ×（学級数－1）＋3 3 0 m ²	3 学級以上	8 0 m ² ×（学級数－3）＋4 0 0 m ²																						
学級数	面積																												
2 学級以下	3 0 m ² ×（学級数－1）＋3 3 0 m ²																												
3 学級以上	8 0 m ² ×（学級数－3）＋4 0 0 m ²																												
調理室	園舎と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること。 子どもに対する食事の提供を行うための調理室を設けること。 ※ 次の①又は②に掲げる場合は、当該①又は②に定める設備の設置をもって、調理室の設置に代えることができる。 <table><tr><td>区分</td><td>設備</td></tr><tr><td>①知事が別に定めるところにより、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を園外で調理し、及び搬入する方法により行う場合</td><td>調理のための加熱、保存等の機能を有する設備</td></tr><tr><td>②子どもに対する食事の提供について、園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合</td><td>当該方法により行うために必要な調理設備</td></tr></table>	区分	設備	①知事が別に定めるところにより、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を園外で調理し、及び搬入する方法により行う場合	調理のための加熱、保存等の機能を有する設備	②子どもに対する食事の提供について、園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合	当該方法により行うために必要な調理設備																						
区分	設備																												
①知事が別に定めるところにより、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を園外で調理し、及び搬入する方法により行う場合	調理のための加熱、保存等の機能を有する設備																												
②子どもに対する食事の提供について、園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合	当該方法により行うために必要な調理設備																												

5 教育・保育の内容	教育及び保育の内容は、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」その他知事が別に定める事項に基づいたものとする。
6 職員の資質向上	教育保育従事職員の資質の向上は、知事が別に定める事項に留意して研修計画を策定し、実施すること。
7 子育て支援事業	子育て支援事業について、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、次に掲げる事項に留意して、週3日以上実施すること。 ① 子育て支援事業の実施を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。 ② 教育保育従事職員が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくこと。 ③ 地域の子育てを支援する様々な人材等を活用すること。
8 その他管理運営	次のとおり、適切な管理運営等を行うこと。 ① 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定めること。 ② 開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めること。 ③ 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障がいのある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うこと。また、市町村等との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮すること。 ④ 子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。 ⑤ 園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、補償の体制を整えること。 ⑥ 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めること。 ⑦ 子どもの通園、園外における学習のための移動、その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。 ⑧ 通園を目的とした自動車（運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の様態を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。 ⑨ 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。 ⑩ 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

第2 基本的事項		
1 一般原則 確認基準 第3条、 第16条	1) 施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していますか。	☐ いる ☐ いない
	2) 施設は、当該施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めていますか。	☐ いる ☐ いない
	3) 施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない
	4) 施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ いる ☐ いない
	5) 施設は、定期的に当該施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の施設の関係者（当該施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない
※ 外部評価の受審が5年に1回程度可能となるよう、「第三者評価受審加算」としての評価が行われているため、積極的に外部評価を受審するよう努めること。		

第3 職員基準（施設型保育給付費に係る項目を含む）		
1 施設長	一体的な管理及び運営を行う者として1人の園長を配置していますか。 ☐ いる ☐ いない ※ 幼稚園については、必置の職員である園長の人件費は基本分単価に含まれている。 何らかの事情で園長が専任でない場合であっても公定価格上減算されることはないが、専任でない園長を置く幼稚園にあっては、原則として、副園長等の教員を1名追加して配置すること（幼稚園設置基準第5条第3項）とされており、当該教員分の人件費は公定価格上は算定されない。 認定こども園については、いずれの類型ともに、幼保連携型認定こども園に準拠し、幼稚園と同様の取扱いとなる。 （公定価格FAQ Ver. 28 令和7年9月9日 No.97）	
2 公定価格上の配置基準（基本部分）	1) 次の基本分単価に含まれる職員構成を充足していますか。 ☐ いる ☐ いない ①保育教諭等 - 基本分単価における必要保育教諭等の数（園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員を除く。）は、以下の i と ii を合計した数であること。 i 年齢別配置基準 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1・2歳児（保育認定子どもに限る）6人につき1人、乳児3人につき1人 ※ 「保育教諭等」とは、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、この限りでない。）。 ※ 「4歳以上児」、「3歳児」、「1・2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢による。 ※ 「満3歳児」とは、以下の者をいうこと（当該年度内に限る。）。 - 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で年度途中で満3歳に達して入園した者 2歳児（保育認定子どもに限る。）が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者 ※ 確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。 $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））}\} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{（同）}\} + \{1 \cdot 2\text{歳児数（保育認定を受けた子供に限る。）} \times 1/6 \text{（同）}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{（同）}\} = \text{配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）}$ ii その他 - a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人 - b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人 ※ 保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は、非常勤の講師としても差し支えない。 - c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人（うち1人は非常勤講師等でも可とする） ※ 当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。 - d 上記i及びiiのa、bの保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定（保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。） ※ 当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えない。 ②その他 - i 園長（施設長）（「1施設長」を参照のこと） - ii 調理員等 - 保育認定子どもに係る利用定員 20人の施設は1人、21人以上40人以下の施設は2人（うち1人は非常勤（※））、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤） ※ 週5日、1日当たり4時間の配置分の費用を算定 - iii 事務職員及び非常勤事務職員 ※ 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要。	

	※ 非常勤事務職員については、1人分の費用（教育標準時間認定子どもに係る利用定員が91人以上の施設に限る。）及び週2日分の費用を算定。 iv 学校医・学校歯科医・学校薬剤師（嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師）	
3 その他 保育教諭等の 配置に当たっ ての留意点	1) 児童が少数となる時間帯についても、保育教諭等を適切に配置していますか。	☐ いる ☐ いない
	※ 保育標準時間の朝や夕方（延長保育を除く）など、児童が少数となる場合においても、児童の数に対応して適切に保育教諭等を配置（常時最低2人以上の配置）する必要がある。 （認定基準の県条例施行規則第3条）	
	2) 短時間勤務の保育教諭等を充てる場合は、次のとおり適切に配置していますか。	☐ いる ☐ いない
【①短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の教育・保育従事者】 次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができる。 ・ 学級担任は、原則常勤専任であること ・ 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、最低2名）配置されていること ・ 常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の当該短時間勤務の者の合計勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること 【②1日6時間以上かつ月20日以上勤務する教育・保育従事者】 各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者についても、①と同様に取り扱う。 ※ ①・②の従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算する。 ＜常勤換算値を算出するための算式＞ $\frac{\text{短時間勤務の教育・保育に従事する者 及び 常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計}}{\text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数}} = \text{常勤換算値}$ (小数点以下の端数処理を行わない) (公定価格FAQ Ver. 28 令和7年9月9日 No218, No220)		

第4 運営基準			
1 利用定員	1) 利用定員は、20人以上となっていますか。	☐ いる ☐ いない	
確認基準第4条	2) 1号認定子どもの区分、2号認定子どもの区分及び3号認定子どもの区分ごとの利用定員を定めていますか。 また、3号認定子どもに係る利用定員を、乳児と満3歳に満たない幼児に区分して定めていますか。	☐ いる ☐ いない	
2 運営規程	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(園則)(以下「運営規程」という。)を定めていますか。	☐ いる ☐ いない	
確認基準第20条	①施設の目的及び運営の方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育の提供を行う日時(1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。)及び提供を行わない日 ⑤保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 ※ p12の「20 利用者負担額等の受領」の規定を踏まえ、適切に記すこと(いわゆる「上乗せ徴収」や「実費徴収」を含む)。 ⑥利用定員((上記1の2)の区分ごと) ⑦利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(利用定員を超える場合の選考方法を含む) ⑧緊急時等における対応方法 ※ 緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法など記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。 ⑨非常災害対策 ※ 火災や地震などの、非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 虐待の防止のために講じている対策について記すこと。 ⑪その他施設の運営に関する重要事項 ※ 上記①～⑪のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている規定を示せば足りることとされている。		
3 内容及び 手続の説明 及び同意	特定教育・保育の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、以下の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 利用申込者から申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、一定の電磁的方法により提供することができるとされています。	☐ いる ☐ いない	
確認基準第5条	※ 重要事項 ①運営規程の概要 ②職員の勤務体制 ③保護者から支払を受ける費用に関する事項(いわゆる「上乗せ徴収」や「実費徴収」を含む)。 ④その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる事項 ※ 同意は、利用申込者及び事業者双方の保護の立場から、書面(重要事項説明書等)によって確認することが望ましい。		
4 重要事項の 揭示	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を揭示していますか。	☐ いる ☐ いない	
確認基準第23条			
5 正当な理由 のない提供 拒否の禁止等	1号認定の保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なく利用を拒んでいませんか。	☐ いる ☐ いない	
確認基準第6条	※ 利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 ※ 上記で選考する場合、その選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 ※ 自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 ※ 当分の間、全ての市町村は、保育の必要性の認定(2号認定、3号認定)を受けた子どもが、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされている。		

(続) 5 正当な理由 のない提供 拒否の禁止等	(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)による改正後の児童福祉法附則第73条第1項により読み替えられた児童福祉法第24条第3項) (「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」(平成27年2月3日府政共生第98号・雇児発0203第3号 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))	
6 あっせん、 調整及び要請 に対する協力 確認基準第7条	1) 特定教育・保育施設の利用について、支援法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していますか。 2) 2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について、児福法第24条第3項の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない
7 受給資格等 の確認 確認基準第8条	特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、利用者負担額に関する事項についての市の通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめていますか。	
8 教育・保育 給付認定の 申請に係る 援助 確認基準第9条	1) 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 2) 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までにされるよう必要な援助を行っていますか。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないとされています。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当 ☐ いる ☐ いない ☐ 非該当
9 定員の遵守 確認基準第22条	施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていますか。 ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供(利用定員の減少の届出をしたとき又は確認の辞退をするときに、利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設を設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと)への対応、児福法第24条第5項又は第6項に規定する措置(市が、やむを得ない事由により保育を受けることが著しく困難であると認めるときに、保育を行うことを委託すること)への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないとされています。	
10 心身の 状況等の把握 確認基準第10条	特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていますか。	☐ いる ☐ いない
11 平等に取り 扱う原則 確認基準第24条	教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていませんか。	☐ いる ☐ いない
12 虐待等の 禁止 確認基準第25条	施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児福法第33条の10各号に掲げる行為(注)その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。 (注) ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。 ③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、生活を共にする他の児童による上記①、②又は次の④に掲げる行為の放置その他の事業所の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	
13 虐待の 防止 確認基準 第3条4項 児童虐待防止法 埼玉県虐待禁止 条例	1) 特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていますか。 ●虐待防止責任者の職・氏名： ※ 県の条例では、児童福祉施設等の設置者若しくは事業を行う者に、施設内での従業者に対する児童虐待防止等に関する研修の実施を義務付け、従業者には当該研修の受講を義務付けている。 ※ 埼玉県のホームページに掲載されている「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル(平成30年3月改訂版) https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/manvual.html 」等を参考にすること。 2) 施設の職員は、児童虐待(注)を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めていますか。	

	注) 児童虐待：保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為（児童虐待防止法第2条） ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による上記①、②又は次の④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	
	3) 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当
	※ 児童虐待防止法第6条にある通告は、守秘義務違反には該当しない。 同条第3項で、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、・・・通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」と規定されている。	
14 小学校等との連携 確認基準第11条	特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない
15 地域との連携 確認基準第31条	施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	☐ いる ☐ いない
16 教育・保育の提供の記録 確認基準第12条	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録していますか。 ※ 提供した教育・保育に係る必要な事項の提供の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。	☐ いる ☐ いない
17 相談及び援助 確認基準第17条	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	☐ いる ☐ いない
18 利用乳幼児の健康診断	入園した児童に対し、「1年に2回の定期健康診断」及び「臨時の健康診断」を、学校保健安全法第13条の規定に基づき行わなければならない。	
19 食事の提供	1) 保育認定（2号・3号認定）子どもについては、食事の提供を行うことが必要とされている。（教育標準時間認定（1号認定）子どもについては、施設の任意）。 2) 保護者が希望する場合や行事の日などにおいては、弁当持参による対応が認められている。（事業者向けFAQ 第7版 認定こども園に関すること Q10） ○国の認定基準 第4の7 1) 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、園内で調理する方法により行わなければならない。 2) ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、園外で調理し搬入する方法により行うことができる。 この場合において、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 ① 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。 ② 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士等により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士等による必要な配慮が行われること。 ③ 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 ④ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ⑤ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 ○「幼稚園における食育の推進について」平成19年1月17日・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知 1) 幼稚園は幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う場であり、食材との触れ合いや食事の準備をはじめとする食に関する様々な体験を通じて、幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、心と体の健康など豊かな人間性の育成等を図ること。	

	2) 給食を実施する場合には、幼児の健全な食生活の実践を通じて心身の健康が図られるよう、幼稚園における食育を推進するための食に関する指導計画を作成するなど、給食が食に関する指導の「生きた教材」として活用されるよう給食時間等に幼稚園教諭等が取り組むこと。なお、食物アレルギー等への対応が必要な幼児については、保護者と十分に連携を図ること。 3) 弁当の場合についても、保護者と連携をとりながら、給食の場合と同様に食育の推進に努めること。						
20 利用者負担額等の受領 確認基準第13条	1) 特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けていますか。 令和元年10月から、次の①、②の利用者負担額については、無償化されている。 ① 3歳から5歳まで（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）の子ども ② 住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども ※ 子どもが2人以上の世帯では、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となる。（年収360万円未満相当の世帯については、第1子の年齢は問わない。）	<table border="1"> <tr> <td>☐ いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ いない</td> <td></td> </tr> </table>	☐ いる		☐ いない		
☐ いる							
☐ いない							
2) 法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けていますか。	<table border="1"> <tr> <td>☐ いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ いない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 非該当</td> <td></td> </tr> </table>	☐ いる		☐ いない		☐ 非該当	
☐ いる							
☐ いない							
☐ 非該当							
3) いわゆる「上乗せ徴収」として、次の費用の支払いを教育・保育給付認定保護者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ・ 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	<table border="1"> <tr> <td>☐ いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ いない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 非該当</td> <td></td> </tr> </table>	☐ いる		☐ いない		☐ 非該当	
☐ いる							
☐ いない							
☐ 非該当							
※ 上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものである。 上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができるが、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議により承認を得ることが必要である。（事業者向けFAQ 第7版 平成27年3月 p72,75）							
4) いわゆる「実費徴収」として、次の費用の支払いを教育・保育給付認定保護者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用 [1号認定子ども・2号認定子ども] ※ 満3歳になった後の4月1日からの子ども ・ 主食費・副食費ともに、施設による徴収が基本となる。 ・ 「副食費」の免除対象者 1) 年収360万円未満相当の世帯の子ども 2) 所得階層にかかわらず、全ての世帯の第3子以降の子ども ・ 「副食費」の免除対象者については、市独自に「主食費」に要する経費（月額3,000円を上限）を施設に補助しているため、結果として、保護者負担は免除となっている。 (留意事項) ・ 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について（令和元年6月27日付け内閣府子ども・子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局保育課長通知） ・ 幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ 2020年10月30日版 ※ 副食費に含まれるもの（No.12-22） 副食費は副食の食材料費であり、具体的にはおやつや牛乳、お茶代を含む。なお、調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱費は含まない。 ※ 副食費の徴収額（No.12-12、通知） 副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになる。 この際、これまで第2号認定子どもの副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯がある。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するに当たっても、この月額4,500円を目安とする。	<table border="1"> <tr> <td>☐ いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ いない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 非該当</td> <td></td> </tr> </table>	☐ いる		☐ いない		☐ 非該当	
☐ いる							
☐ いない							
☐ 非該当							

(続) 20 利用者負担額等の受領	副食費を徴収するに当たっては、主食費等これまでも施設が徴収していた費用と同様に、その使途・額・理由の書面での明示、保護者への説明・同意が必要となる。 ※ 特別食の提供に係る徴収 (No.12-13、通知) 副食費の徴収額は、施設の子どもを通じて均一とする。アレルギー除去食などの特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はない。 なお、特別食の提供に係る費用のうち人件費等は食材料費には当たらず、給付費の中で措置されているため、保護者に負担を求めることはできない。 ※ 児童の欠席、一定期間の休園などの場合の徴収 (No.12-14、通知) 副食費の徴収額は、月額を基本とする。 ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる。 なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。 ※ 主食費の徴収金額 (No.12-44) 主食費の徴収金額については、国から目安を示すものではなく、各施設において実際に主食の提供に要した材料の費用を勘案してこれまでも定めていただいているものであり、今回の無償化に伴う取扱いの変更はない。 ※ 主食費と副食費の徴収方法 (No.12-19) 保護者から食材料費を実際に徴収する際には、主食費と副食費を別々で徴収しなければいけないというのではなく、主食費と副食費をまとめて「給食費」等として徴収する形で問題ない。 [3号認定子ども] ※ 2号認定子どものうち、満3歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの子どもを含む。 ・ 主食費・副食費は、給食材料費相当額として利用者負担額（保育料）に含まれるため、施設による徴収の対象外となる。 ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ ①～④のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。		
	※ 教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当する。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができる。（事業者向けFAQ 第7版 平成27年3月 p72）		
	5) 3) 及び 4) の費用の額の支払を受けた場合、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付していますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 銀行等での振込による支払を可能としている場合は、振込時に発行される明細書を、保護者の指定した口座からの引き落としにより支払いを受けることとしている場合は通帳の記載等をもって領収書に代えることも可能と考えられる。あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収書を発行することが求められる。（事業者向けFAQ 第7版 平成27年3月 p76）		
	6) 3) 及び 4) の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていますか。ただし、4) の金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しないとされています。	☐ いる ☐ いない	
	※ 徴収に当たっては、「上乗せ徴収」については書面による保護者の同意、「実費徴収」については保護者の同意が必要となる。		
	21 施設型給付費の額に係る通知等	1) 法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該保護者に係る施設型給付費の額を通知していますか	☐ いる ☐ いない
	確認基準第14条	※ 「法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について」 (平成28年4月14日 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 事務連絡) ① 通知は毎月行わなければならないものではなく、1年分をまとめて通知する取扱いとすることも可能であること。	

	② 通知は、各施設（事業）・子どもに係る公定価格の額が明らかにならないと行うことができないものであり、年度途中に、市町村による加算の認定・変更や公定価格の引上げ等が行われることも踏まえると、1月～3月頃に当該年度分を概算で通知することや、公定価格の額が確定するのを待って次年度に通知する等の対応が考えられること。 ③ 通知の方法は、必ずしも、各支給認定保護者に対して個別に通知文を送付・手交しなければならないものではなく、園だより等を活用して、一括して通知を行うことも可能とされていること。 ※ 当該事務連絡では、記載例や様式例が示されている。																						
22 勤務体制の確保等 労働基準法等、 確認基準第21条	2) 上記 20 の 2) で、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付していますか。 <table border="1" data-bbox="986 360 1098 465"> <tr><td>☐いる</td><td></td></tr> <tr><td>☐いない</td><td></td></tr> <tr><td>☐非該当</td><td></td></tr> </table> 1) 雇用（労働）契約の締結に際し、従業者に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。 <table border="1" data-bbox="986 499 1098 566"> <tr><td>☐いる</td><td></td></tr> <tr><td>☐いない</td><td></td></tr> </table> 2) 施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めていますか。 <table border="1" data-bbox="986 566 1098 667"> <tr><td>☐いる</td><td></td></tr> <tr><td>☐いない</td><td></td></tr> </table> ※ 原則として、月ごとの勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、保育従事者等の配置、管理者との兼務関係等を明確にし、職員の配置基準及び加算の算定要件が満たされていることを明らかにする必要がある。 3) 施設は、当該施設の職員によって特定教育・保育を提供していますか。 <table border="1" data-bbox="986 779 1098 846"> <tr><td>☐いる</td><td></td></tr> <tr><td>☐いない</td><td></td></tr> </table> ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないとしています。 ※ 調理等の教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務は、第三者への委託等が可能とされている。 4) 施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 <table border="1" data-bbox="986 958 1098 1025"> <tr><td>☐いる</td><td></td></tr> <tr><td>☐いない</td><td></td></tr> </table>	☐ いる		☐ いない		☐ 非該当		☐ いる		☐ いない		☐ いる		☐ いない		☐ いる		☐ いない		☐ いる		☐ いない	
☐ いる																							
☐ いない																							
☐ 非該当																							
☐ いる																							
☐ いない																							
☐ いる																							
☐ いない																							
☐ いる																							
☐ いない																							
☐ いる																							
☐ いない																							
23 職員の健康診断	1) 職員（常時使用する労働者）に対する健康診断は、1年以内ごとに1回、定期的に行っていますか。 （労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条） ※ 短時間労働者であっても、次の①②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である。 ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者 ② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の3/4以上である者 ※ 健康診断の実施は法で定められていることから、その実施に要した費用は、事業者が負担すべきものである。 ※ 学校保健安全法第15条でも、学校の職員の健康診断の実施が義務付けられている。 2) 職員の健康診断に当たり、特に入園している者の食事を調理する者については、綿密な注意を払っていますか。 <table border="1" data-bbox="986 1339 1098 1440"> <tr><td>☐いる</td><td></td></tr> <tr><td>☐いない</td><td></td></tr> <tr><td>☐非該当</td><td></td></tr> </table> ※ 調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。 （大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月改正・厚生労働省通知））	☐ いる		☐ いない		☐ 非該当																	
☐ いる																							
☐ いない																							
☐ 非該当																							
24 秘密保持等 確認基準第27条	1) 職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 <table border="1" data-bbox="986 1563 1098 1630"> <tr><td>☐いる</td><td></td></tr> <tr><td>☐いない</td><td></td></tr> </table> 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 <table border="1" data-bbox="986 1630 1098 1697"> <tr><td>☐いる</td><td></td></tr> <tr><td>☐いない</td><td></td></tr> </table> ※ 雇用契約、誓約書又は就業規則等において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなど、職員の個人情報保護に関する措置を講じておく必要がある。 ※ 児童虐待防止法第6条にある通告は、守秘義務違反には該当しない。 2) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ていますか。 <table border="1" data-bbox="986 1843 1098 1910"> <tr><td>☐いる</td><td></td></tr> <tr><td>☐いない</td><td></td></tr> </table> ※ この同意は、保育の提供開始時に、教育・保育給付認定子どもの保護者から包括的に同意を得ることで足りる。 3) 「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（個人情報保護委員会（内閣 <table border="1" data-bbox="986 2022 1098 2089"> <tr><td>☐いる</td><td></td></tr> <tr><td>☐いない</td><td></td></tr> </table>	☐ いる		☐ いない		☐ いる		☐ いない		☐ いる		☐ いない		☐ いる		☐ いない							
☐ いる																							
☐ いない																							
☐ いる																							
☐ いない																							
☐ いる																							
☐ いない																							
☐ いる																							
☐ いない																							

	府の外局として設置された行政委員会)等に基づき、利用者及びその家族の個人情報適切に取り扱っていますか。		
	※ 個人データを含む書類の管理方法は、個人データの種類に応じて、適切な管理方法を検討し、適切な安全管理措置を講ずる必要がある。		
25 非常災害対策	1) 消防法の規定で、従業者と乳児・幼児の合計が30人以上の施設では、防火管理者の選任が義務付けられている。 2) 防火管理者の主な責務は次のとおり。 ①消防計画の作成、消防署への届出 ②消火、通報及び避難の訓練の実施 ・消火・避難訓練は年2回以上実施(注)し、実施する場合は、あらかじめ消防署に通報する。 ・通報訓練の実施回数は消防法での規定はないが、年1回以上は実施するのが望ましい。 ③消防用設備等の点検及び整備 ・6か月ごとの機器点検(外観又は簡易な操作によって確認する点検) ・1年ごとの総合点検(実際に設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検) ・1年に1回(総合点検の実施後)、消防署への報告 注) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼稚園については、避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行うことは義務付けられていない。(当該施設は、児童福祉施設としての法的位置付けがなく、県の児童福祉法施行条例第154条第2項、埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第2項は、適用されない。) 3) 施設が「浸水想定区域内」に所在し、かつ、市の地域防災計画で「要配慮者利用施設」に該当する場合、洪水時等の円滑・迅速な避難の確保を図るための「避難確保計画」の作成と市への報告、洪水時等を想定した避難訓練の実施が義務付けられている。(平成29年の水防法の改正で義務化された。) ・志木市地域防災計画(令和5年3月改正版)の「資料編」に、「資料8.4 浸水想定区域内要配慮者施設一覧」が掲載されている。		
26 安全計画の策定等	1) 園児等の安全の確保を図るため、施設及び設備の安全点検、園児等に対する通園を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「学校安全計画」という。)を策定し、当該学校安全計画を実施していますか。	☐ いる ☐ いない	
学校保健安全法第27条 学校保健安全法施行規則第28条	2) 安全点検は、他の法令に基づくものの他、毎学期一回以上、園児等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行っていますか。 ※ 認定こども園については、学校安全計画を策定していない場合又は当該学校安全計画に基づく取組を実施していない状態が1年間継続した施設に調整を適用します。	☐ いる ☐ いない	
27 自動車を運行する場合の所在の確認	1) 園児等の通園、園外における学習のための移動その他の園児等の移動のために自動車を運行するときは、園児等の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児等の所在を確実に把握することができる方法により、園児等の所在を確認していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
学校保健安全法施行規則第29条の二 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 認定基準第10条	2) 園児等の通園等を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児等の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(園児等の自動車からの降車の際に限る。)を行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
28 環境衛生	学校保健安全法第6条の規定に基づき、学校環境衛生基準(施設の換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に関する事項について、児童及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準)に照らし、施設の適切な環境の維持に努めなければならない。		
29 緊急時等の対応 確認基準第18条	施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	
30 事故発生の防止及び発生時の対応 確認基準第32条	1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	☐ いる ☐ いない	

	2) 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 事故が発生した場合には、速やかに市（保育課）に報告すること。 （参考）「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官等通知）		
	3) 2)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。		
	4) 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	※ 事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。		
	5) 施設が、その事業の用に供する自転車を利用している場合、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
31 苦情解決 確認基準第30条	※ 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正により、平成30年4月1日から、自転車損害保険等への加入が義務付けられている。 ※ 業務として自転車を使用中、誤って他人にケガをさせた場合、個人の日常生活において発生した自転車事故に対応する個人賠償責任保険は対応していないため、業務上の賠償事故を補償する保険等（施設所有管理者賠償責任保険等）への加入が必要となる。		
	1) 提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	
	2) 1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 苦情の内容等の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。		
	3) 提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
32 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知 確認基準第19条	4) 提供した特定教育・保育に関し、支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。市からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市に報告していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	※ 市への通知に係る記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。		
33 情報の提供等 確認基準第28条	1) 特定教育・保育を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育を選択することができるように、当該施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない	
	2) 当該特定教育・保育について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。	☐ いる ☐ いない	
34 利益供与等の禁止 確認基準第29条	1) 利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐ いる ☐ いない	
	2) 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	☐ いる ☐ いない	

35 会計の区分 確認基準第33条	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。	☐ いる ☐ いない	
36 記録の整備 確認基準第34条	1) 職員、設備及び会計に関する諸記録（職員、財産、収支及び入園している者の処遇の状況を明らかにする帳簿）を整備していますか。	☐ いる ☐ いない	
	2) 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②特定教育・保育の提供の記録 ③「30 教育・保育認定保護者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録 ④「29 苦情解決」に規定する苦情の内容等の記録 ⑤「28 事故発生の防止及び発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録	☐ いる ☐ いない	
37 電磁的記録等 志木市確認基準5条の2	1) 特定教育・保育施設は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この法又は志木市条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。 2) 特定教育・保育施設は、法又は志木市条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と教育・保育認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルを記録する方法 イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育認定保護者の閲覧に供し、教育・保育認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3) 前項各号に掲げる方法は、教育・保育認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 4) 特定教育・保育施設は、前2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 5) 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該教育・保育認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。 6) 第2項から第5項の規定は、法の規定による書面等による同意の取得について準用する。		

第5 教育及び保育の内容	
○国の認定基準 第5	
1 全般	認定こども園における教育及び保育の内容は、認定こども園法第六条に基づき、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。
2 教育及び保育の基本及び目標	認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。 このため、認定こども園は、次に掲げる「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。 ① 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。 ② 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。 ③ 人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。 ④ 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。 ⑤ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。 ⑥ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。 認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。
3 配慮すべき事項	認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。 ① 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。 ② 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。 ③ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。 ④ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立つて子育て支援事業を実施すること。
4 教育及び保育の計画並びに指導計画	認定こども園における教育及び保育については、3に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならない。 また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。 ① 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。 ② 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。 ③ 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。 ④ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることがないように配慮すること。
5 環境の構成	認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。 ① 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編成される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

	② 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。 ③ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあい深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。 ④ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。
6 日々の教育及び保育の指導における留意点	認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。 ① 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。 ② 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。 ③ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。 ④ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。 ⑤ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事することへの興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。 ⑥ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。 ⑦ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。 ⑧ 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。 また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。
7 小学校教育との連携	認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。 ① 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。 ② 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。 ③ 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

第6 地域型保育給付費			
1 基本的事項 費用通知 2(1) (2) 4(1) (2) (3)	1) 費用の額は、令和7年子ども家庭庁告示第9号（以下「告示」という。）の別表第2の認定こども園（教育標準時間認定）（保育認定）の区分により算定していますか。	☐ いる ☐ いない	
	2) 月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格は、次のとおり日割りににより算定していますか。 【月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法】 告示により算定された各月の公定価格 $\times$ その月の月途中の利用開始日からの開所日数（※1） $\div$ 日数（※2） 【月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法】 告示により算定された各月の公定価格 $\times$ その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数（※1） $\div$ 日数（※2） ※1 ：特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が定める特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日をいい、（※2）の「日数」を超える場合は「日数」とする。 ※2 ：教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育認定子どもの場合 20日 上記以外の子どもの場合 25日 注）上記により算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。 （公定価格FAQ Ver.28 令和7年9月9日時点版 No135） ※ （各月（3月）初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。） 「各月初日の利用子どもの単価に加算」、「3月初日の利用子どもの単価に加算」又は「各月（3月）初日の利用こども数で除して得た額とする」等と記載される加算については、日割り計算の対象から外れる。このような加算は、あくまで、各月（3月）初日に利用している子どもの単価に全額加算され、仮に月の途中で退所しても日割りは行わない。逆に、各月（3月）初日に利用していない月の途中に入所した子どもの単価には加算されない。	☐ いる ☐ いない	
	3) 月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格は、次のとおり算定していますか。 - 保護者の就労状況等の変化により、認定区分が変更した場合については、変更した日の属する月の翌月（月初日に変更となった場合はその月）から適用する公定価格を変更すること。 - なお、当該取扱は、認定区分の変更前後において、同一の施設・事業所を利用する場合に限るものであり、認定区分の変更と併せて利用する施設・事業所が異なる場合については、変更前後の施設・事業所において、それぞれ上記2）により算定すること。	☐ いる ☐ いない	
	4) 費用通知の別紙に規定している「充足すべき職員数」については、次のとおり算定方法していますか。 ①基本分単価において充足すべき職員と各加算について 4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等（主任保育士）専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員（注）を満たした上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。 また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。 （注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 ②各加算の適用順位について 各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択できること。 ③常勤以外の職員配置について 常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意すること。 （算式） $\frac{\text{常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計}}{\text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数}} = \text{常勤換算値}$	☐ はい ☐ いいえ	
2 地域区分等	地域区分等は、次のとおり適用していますか。 ・地域区分： 利用する施設が所在する市町村ごとに定めら	☐ はい ☐ いいえ	

	れた告示別表第1による区分を適用する。〔志木市：15／100地域〕 ・定員区分：(教育標準時間認定第1号) 利用する施設の教育標準時間認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。 (保育認定2号・3号) 利用する施設の保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。 ・認定区分： 利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。 ・年齢区分： 利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。 ※ 年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価、処遇改善等加算(区分1及び区分2)及び3歳児配置改善加算の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用する。(保育認定第1号) ※ 年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価、処遇改善等加算(区分1及び区分2)、3歳児配置改善加算及び夜間保育加算の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用する。 (保育認定2号・3号) ・保育必要量区分(保育認定2号・3号)： 利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。 (公定価格FAQ Ver.28 令和7年9月9日 No13) ※ 他の市町村の子どもが利用する場合も、地域区分は施設の所在地の区分が適用される。 また、給付費・委託費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うことになる。 なお、利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額となる。
3 基本分単価	1) 基本分単価は、地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分、☐はい 保育必要量区分(以下「地域区分等」という。)に応じて定め ☐いいえ られた額としていますか。 2) 基本分単価に含まれる職員構成を充足することについては、p7の「1 施設長」、「2 公定価格上の配置基準」で点検してください。
(基本加算部分)	
4 処遇改善等加算	当該施設等における職員の平均経験年数及び賃金改善の取組を踏まえた加算率により加算されるもの(別表第二において「区分一及び区分二」という。)並びに当該施設等において技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるもの(別表第二において「区分三」という。)をいう。
費用 第1条十七～二十一	基礎分は、当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行った場合に、下記の表に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。
費用通知別紙2 Ⅲ1	賃金改善分は当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じて加算されるものとして下欄に掲げる割合及び別表第二又は別表第三に規定する割合を合わせたものをいう。
[加算認定]申請に基づき県が認定(市を経由)	加算率は、職員1人当たりの平均経験年数の区分及び別表第二又は別表第三に規定する割合に応じ、当該施設等に該当する基礎分及び賃金改善分を合わせたものをいう。
処遇改善等加算の用語の定義	賃金改善分は当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じて加算されるものとして下欄に掲げる割合及び別表第二又は別表第三に規定する割合を合わせたものをいう。 ※ 加算額の算定 区分1及び区分2については、加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率(a)及び加算率(b)の合計に100を乗じて得たものに別に定めるところにより認定した加算率(c)を足して得たものを乗じて得た額。(注1、2) 区分3については、処遇改善等加算(区分3)－①地域区分及び②定員区分の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。))。 (注1) 地域区分に応じた単価× [(加算率(a)+加算率(b))×100] +加算率(c) (注2) (a) は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b) は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(c) は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。 ※ 加算当年度を通じて同じ加算率の値を適用するとともに、実際の各月の利用子ども数により算定する。
	(第1 目的・対象) 1 目的 処遇改善等加算は、教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、特定教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して定める基準額(以下「公定価格」という。)において、職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用(区分1「基礎分」。以下単に「区分1」という。)、職員の賃金の改善に要する費用

(続) 4 処遇改善等 加算	(区分2「賃金改善分」。以下単に「区分2」という。)、職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善に要する費用(区分3「質の向上分」。以下単に「区分3」という。)を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するものとする。	
	2 対象施設・事業所	
	特定教育・保育施設(都道府県又は市町村が設置するものを除く。)及び特定地域型保育事業所(都道府県又は市町村が運営するものは、告示の別表に定める加算率(c)に対応するものに限る。)(以下「施設・事業所」という。)とする。	
	(第2 処遇改善等加算の要件) 1 区分1の要件 当該施設・事業所の取組が次の(1)及び(2)のいずれにも適合 ☐はい ☐いいえ すること又は区分3の適用を受けていますか(以下、「キャリアパス要件」という。)。	
	※ ただし、令和7年度に限り、キャリアパス要件に適合しない場合は、区分2の割合からキャリアパス要件分の割合を減じることとする。 (1) 次のア及びイに掲げる要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を面で整備し、全ての職員(非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。 以下同じ。)に周知していること。 ア 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件(職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)を定めていること。 (2) 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修(通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。 以下同じ。)の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していること。 ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。 イ 幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援(例えば、研修受講のための勤務シフトの調整や休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助等)を実施すること。	
2 区分2及び区分3に係る共通の要件		
区分2及び区分3に係る共通の要件として以下の条件に適合 ☐はい ☐いいえ していますか		
加算当年度(加算の適用を受けようとする年度をいう。 以下同じ。)の賃金改善実施期間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。 (1) 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等見込総額」が「加算見込額」を下回っていないこと。 また、加算当年度の翌年度において、加算による改善等実績総額が加算額を下回った場合は、その全額を速やかに職員の賃金(退職金(注1)及び法人の役員等としての報酬、法定福利費等の事業主負担分を除く。 以下同じ。)と加算による改善額に伴う法定福利費等の事業主負担分として支払うこと(注2)。 (注1) 退職者に対して第1の1の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。 (注2) 加算額には職員の賃金の改善に伴う法定福利費等の事業主負担分が含まれていることから、加算額との比較に当たっては、実際に支払った職員の賃金の改善に併せて増加する法定福利費等の事業主負担分も含めることができる。 (2) 区分2と区分3を併せた加算による改善見込額は、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること。 (3) 加算当年度の途中において国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとする。 (4) 「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回っていないこと。 また、加算当年度の翌年度において、①が②を下回った場合は、その全額を速やかに職員の賃金として支払うこと。 なお、①が②を下回った場合において、以下に掲げる必要事項を記載した特別な事情に係る届出をした場合については、要件を満たすものとする。 (必要事項) ・事業の継続を図るために、職員の賃金を引き下げる必要がある状況 ・賃金水準の引き下げの内容 ・経営及び賃金水準の改善の見込み		

(続) 4 処遇改善等 加算	・賃金水準を引き下げることにについて、適切に労使の合意を得ていること等 (留意点) ※1. 施設・事業所全体の超過勤務手当が基準年度と比べて増加(減少)している場合は、超過勤務手当の差額を「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」から差し引く(加える)調整をしても差し支えない。 ※2. (1)の要件を満たした上で、加算当年度の加算額が基準年度の加算額と比べて減額となる場合、加算当年度にその部分を一時金等として支払った場合に、減額調整を行うことが可能である。 (5)賃金改善の具体的な内容を職員に周知していること	
	3 区分3の要件	
	3 区分3の要件として以下の条件に適合していますか	☐ はい ☐ いいえ
加算当年度の賃金改善実施期間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。 (1) 次に掲げる職員(以下、「研修修了者」という。)が少なくとも合計1人以上いること。(注1) i 副主任保育士等(次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう。以下同じ。) a 副主任保育士・専門リーダー(保育所、地域型保育事業所及び認定こども園)若しくは中核リーダー・専門リーダー(幼稚園及び認定こども園)又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること(注2)。 b 概ね7年以上の経験年数(注3)を有するとともに、別に定める研修を修了していること。 ii 職務分野別リーダー等(次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう。以下同じ。) a 職務分野別リーダー(保育所、地域型保育事業所及び認定こども園)若しくは若手リーダー(幼稚園及び認定こども園)又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること(注2)。 b 概ね3年以上の経験年数(注3)を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野(若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等)を担当するとともに、別に定める研修を修了していること。 iii 園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等であって、副主任保育士・専門リーダーを対象とした別に定める研修を修了している者 (注1) 加算当年度の4月1日時点の研修修了者(年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者(以下「研修終了見込みの者」という。)を含まない。)の人数で判断することとする。なお、加算当年度の4月1日時点において研修修了者がいない施設において、年度途中において研修修了者を1人以上確保でき、本要件を満たすこととなった場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用できることとする。 (注2) 家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあっては、職位の発令や職務命令を受けていることを要しない。 (注3) 職員の経験年数の算定については、第4の2に準じる。「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあっては、副主任保育士等について「概ね7年以上」とあるのを「7年以上」、職務分野別リーダー等について「概ね3年以上」とあるのを「3年以上」と読み替える。 (2) 次に掲げる加算の区分に定める職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件(職員の賃金に関するものを含む。)及びこれに応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。 i 告示の別表に定める区分3-①(以下、「区分3-①」という。)副主任保育士等(注1)(注2) ii 告示の別表に定める区分3-②(以下、「区分3-②」という。)職務分野別リーダー等(注1) (注1) 研修終了見込みの者を含む。 (注2) 職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して区分3-①による賃金の改善を行うことができる。また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職(幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭、主幹教諭等及び主幹保育教諭並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。)の賃金を上回ることとなる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して区分3-①による賃金の改善を行うことができる。 (3) 個別の職員に対する賃金の改善額は、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれに定める要件を満たすこと。 区分3-①副主任保育士等月額4万円を超えないものとする。		

(続) 4 処遇改善等 加算	区分3－②職務分野別リーダー等原則として月額5千円(注1)。ただし、副主任保育士等の改善額のうち最も低い額を上回らない範囲において、月額5千円以上4万円未満とすることができる。 (注1) 例えば、法定福利費等の事業主負担がない又は少ない非常勤職員の賃金の改善を図っているなど、事業主負担額の影響により前年度において残額が生じた場合には、その実績も加味し、計画当初から原則額を上回る賃金の改善額を設定することが望ましい。	
	(第3 処遇改善等加算の認定) 1 処遇改善等加算の認定主体及び加算申請書の提出時期	
	改善等加算の認定に関する事務は、以下に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ
	(1) 指定都市、中核市及び特定市町村(都道府県知事との協議により本通知に基づく事務を行うこととする市町村をいう。以下同じ。)(以下「指定都市等」という。)が管轄する施設・事業所については、当該指定都市等の長が加算の認定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。 これらの施設・事業所は、指定都市等の長の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する指定都市等の長に提出すること。 (2) 一般市町村(指定都市等以外の市町村をいう。以下同じ。)(以下「一般市町村」という。)が管轄する施設・事業所については、当該一般市町村の長が取りまとめた上で都道府県知事が加算の認定を行うこととする。都道府県知事は、一般市町村の長に施設・事業所ごとの認定結果を通知し、通知を受けた一般市町村は、その内容を施設・事業所の設置者・事業者に通知することとする(市町村通知)。 これらの施設・事業所は、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する一般市町村の長に提出するものとする。一般市町村の長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。	
	2 認定書類	
認定に当たって施設・事業所の設置者・事業者から徴する書類は、以下に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところによることとしていますか。	☐ はい ☐ いいえ	
(1) 区分1に係る書類 施設・事業所の設置者・事業者から、別紙様式1「加算率等認定申請書(処遇改善等加算)」、別紙様式2「キャリアパス要件届出書(処遇改善等加算)」及び資質向上のための計画を示した書類を徴すること。 ただし、過年度に別紙様式2「キャリアパス要件届出書(処遇改善等加算)」及び資質向上のための計画を示した書類を徴しており、その内容に変更がない場合又は加算当年度に区分3の認定を行う場合については、別紙様式2「キャリアパス要件届出書(処遇改善等加算)」及び資質向上のための計画を示した書類を徴することを要しないこととする。 (2) 区分2に係る書類 区分1の認定に当たって徴する書類に加え、施設・事業所の設置者・事業者から、別紙様式4「賃金改善計画書(処遇改善等加算)」、別紙様式4別添1「賃金改善明細書」及び見込平均利用子ども数の算出方法を示した書類を徴すること。その際、改善の対象者や賃金改善額が偏っている場合等必要があると認める場合には、必要に応じて改善が必要な職種の職員に対する改善の充実を行うよう指導すること(市町村担当)。 また、区分2に係る加算額の一部を、同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所における賃金の改善に充てる場合は、別紙様式4別添2「同一の事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」を徴すること(市町村担当)。 ただし、加算当年度の前年度に区分2(加算当年度の前年度が令和6年度の場合は、処遇改善等加算Ⅰ又はⅢとする。)の適用を受けている施設・事業所から、別紙様式5「賃金改善の誓約書」を徴するとともに、施設・事業所の設置者・事業者がその内容を職員に対して周知している場合は、別紙様式4、別紙様式4別添1及び別紙様式4別添2を徴することを要しない。第2の2(4)の要件を満たすために必要な場合は、別紙様式7の「特別な事情に係る届出書」を提出すること。 (3) 区分3に係る書類 区分2の認定に当たって徴する書類に加え、施設・事業所から、別紙様式3「加算算定対象人数等認定申請書(区分3(質の向上分))」及び加算算定対象人数の算出方法を示した書類を徴すること。また、見込平均利用子ども数を用いて加算算定対象人数を算定した場合は、見込平均利用子ども数の算出方法を示した書類を徴すること。 ただし、加算当年度の前年度に区分3(加算当年度の前年度が令和6年度の場合は、処遇改善等加算Ⅱとする。)の適用を受けている施設・事業所から、別紙様式5「賃金改善の誓約書」を徴するとともに、施設・事業所の設置者・事業者がその内容を職員に対して周知している場合は、別紙様式4、別紙様式4別添1及び別紙様式4別添2を徴することを要しない。第2の2(4)の要件を満たすために必要な場合は、別紙様式7の「特別な事情に係る届出書」を提出すること		
3 事務処理の簡素化		

(続)
4 処遇改善等
加算

同一の市町村が管轄する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で一括して申請させるなど、事務処理の簡素化を適宜図って差し支えないこと。

(第4 加算額の算定)

1 要件の確認に係る区分1及び区分2の加算見込額の算定

区分2及び区分3に係る共通の要件の確認に係る区分1及び区分2の加算見込額の算定は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式>により算定した額を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
<算式>
「加算当年度の区分1及び区分2の単価の合計額」×{「加算率」×100}×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

☐はい
☐いいえ

2 実際の加算額の算定に係る区分1及び区分2の加算率と加算額の算定

実際の加算額の算定に当たって、区分1及び区分2に係る加算額の算定に用いる加算率は、職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合としていますか。
☐はい
☐いいえ

※ 加算当年度を通じて同じ加算率の値を適用するとともに、実際の各月の利用子ども数により算定すること。

※ 区分2「賃金改善分」の加算額の算定に用いる加算率について、令和7年度に限り、キャリアパス要件に適合しない場合には、区分2の割合からキャリアパス要件分の割合を減じた割合とし、区分2「賃金改善分」の要件に適合しない場合は、0%とすること。

加算率については、以下の加算率区分表を参照すること

(加算率区分表)

職員1人当たりの平均経験年数	加算率			
	区分1（基礎分） （加算率a）	区分2（賃金改善分）		
			うちキャリアパス要件分	
11年以上	12%	7%（加算率（b））+加算率（c）	2%（加算率（b））	
10年以上 11年未満	12%	6%（加算率（b））+加算率（c）		
9年以上 10年未満	11%			
8年以上 9年未満	10%			
7年以上 8年未満	9%			
6年以上 7年未満	8%			
5年以上 6年未満	7%			
4年以上 5年未満	6%			
3年以上 4年未満	5%			
2年以上 3年未満	4%			
1年以上 2年未満	3%			
1年未満	2%			

【職員1人当たりの平均経験年数】

※ その職種にかかわらず、当該施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（注1）について、当該施設・事業所又は他の施設・事業所（注2に掲げるものに限る。）における勤続年月数を通算した年月数を合算した総年月数を当該職員の総数で除して得た年数（6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てとする。）とする（居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員1人当たりの平均経験年数を算定すること）。なお、勤続年月数の確認に当たっては、施設・事業所による職歴証明書のほか、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料等によって算定することが考えられる（職歴証明書によらず、雇用保険加入履歴や年金加入記録などから推認する場合は、労働条件通知書等もあわせて確認することが考えられる。公立施設に在職している期間については、辞令の写しで代えることも可能と考えられる。）

（注1） 当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあつては、1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であつて1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

（注2） ①子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所
②学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）及び同法第124条に定める専修学校

25 / 51

(続) 4 処遇改善等 加算	③社会福祉法第2条に定める社会福祉事業（第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業）を行う施設・事業所 ④児福法第6条の3第23項に定める乳児等通園支援事業を行う事業所（乳児等通園支援事業）及び第12条の4に定める施設（児童相談所に設置された一時保護所） ⑤認可外保育施設（児福法第59条の2第1項に定める施設）で、以下に掲げるもの ア 地方公共団体における単独保育施策による施設 イ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設 ウ 企業主導型保育施設 エ 幼稚園に併設された施設 オ アからエまでに掲げる施設以外の認可外保育施設が①の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設 ⑥医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（保健師、看護師又は准看護師に限る。） ※ 「職員1人当たりの平均経験年数」の算定は、加算当年度の4月1日（当該年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所にあつては、支援法による確認を受けた日）時点で行うこと。区分3の職員の経験年数の算定はこれに準じる。	
	3 区分3の加算算定対象人数の算定	
	区分3の加算算定対象人数の算定について、以下の通り算定していますか。 ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所 区分3-①の「人数A」又は区分3-②の「人数B」は、次の＜算式＞により算定すること（1人未満の端数は四捨五入。ただし、四捨五入した結果が「0」となる場合は「1」とする。）。ただし、第2の3（1）iとiiiに定める研修修了者が人数Aに達しない場合は、人数Aは当該研修修了者の人数で算定し、第2の3（1）iiに定める研修修了者が人数Bに達しない場合は、人数Bは当該研修修了者の人数で算定すること。 ＜算式＞ 「人数A」＝「基礎職員数」×1／3 「人数B」＝「基礎職員数」×1／5	☐ はい ☐ いいえ
※ 区分3の加算算定対象人数の算出の基礎とする職員数 【認定こども園】の場合 以下のa～nの合計に、定員90人以下の場合は1.4、定員91人以上の場合は2.2を加え、o～qの合計を減じて得た人数 a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 {4歳以上児数×1/30（小数点第2位以下切り捨て）} + {3歳児及び満3歳児数×1/20（同）} + {1,2歳児数（保育認定子どもに限る。）×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）}（小数点第1位以下四捨五入） ※1 3歳児配置改善加算を受けている場合 {3歳児及び満3歳児数×1/20（同）}を{3歳児及び満3歳児数×1/15（同）}に置き換えて算出 ※2 4歳以上児配置改善加算を受けている場合 {4歳以上児数×1/30（小数点第2位以下切り捨て）}を{4歳以上児数×1/25（同）}に置き換えて算出 ※3 1歳児配置改善加算を受けている場合 {1,2歳児数×1/6（同）}を{2歳児数×1/6（同）} + {1歳児数×1/5（同）}に置き換えて算出 ※4 満3歳児対応加配加算を受けている場合 i) 3歳児配置改善加算を受けていない場合 {3歳児及び満3歳児数×1/20（同）}を{3歳児数（満3歳児を除く）×1/20（同）} + {満3歳児数×1/6（同）}に置き換えて算出 ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合 {3歳児及び満3歳児数×1/20（同）}を{3歳児数（満3歳児を除く）×1/15（同）} + {満3歳児数×1/6（同）}に置き換えて算出 b 休けい保育教諭 2・3号定員90人以下の場合は1、91人以上の場合は0.8 c 調理員 2・3号定員40人以下の場合は1、41人～150人の場合は2、151人以上の場合は3 d 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4 e 学級編制調整加配加算を受けている場合 1 f 講師加配加算を受けている場合は 0.8 g チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数 h 通園送迎加算を受けている場合 1号定員150人以下の場合は0.8、151人以上の場合は1.5		

(続) 4 処遇改善等 加算	i 給食実施加算（自園調理に限る。）を受けている場合 1号定員150人以下の場合は2、151人以上の場合は3 j 休日保育加算を受けている場合 0.5 k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8 l 指導充実加算を受けている場合 0.8 m 事務負担対応加算を受けている場合 0.8 n 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6 o 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1 p 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数（必要代替保育教諭等数－配置代替保育教諭等数） q 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数（必要保育教諭等数－配置保育教諭等数）		
	4 区分3の加算額の算定		
	区分3の加算額は、以下に掲げる施設・事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定した額としています。	☐ はい ☐ いいえ	
	(1) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所に掲げる＜算式＞により算定した額の合算額をいう。 ＜算式＞ 区分3－① 「区分3－①に係る単価」×「人数A※」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て） ※ 第2の3（1）iとiiiに定める研修修了者が人数Aに達しない場合は、人数Aは当該研修修了者の人数で算定すること。 区分3－② 「区分3－②に係る単価」×「人数B※」×「賃金改善実施期間の月数」（同） ※ 第2の3（1）iiに定める研修修了者が人数Bに達しない場合は、人数Bは当該研修修了者の人数で算定すること。		
	5 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分の算定		
国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分は、上記（処遇改善等加算の要件）「2 区分2及び区分3に係る共通の要件」の記載の通り、その全額を賃金の改善に充てることを処遇改善等加算の要件としていることから、金額の算定等については、以下のとおりとしています。			
(1) 公定価格における人件費の改定分の額の算定 加算当年度と実績報告時において、それぞれ以下の方法で計算した額とする。また、補正予算により公定価格における人件費の改定がなされる場合、当初予算に基づく公定価格からの増額分を人件費の改定分の額として算定することができる。具体的には、補正予算の成立の際に別途通知で示すものとする。 (加算当年度) 利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式1＞により算定した額を合算して得た額から＜算式2＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。 ＜算式1＞ 「加算当年度の区分1に係る単価の合計額」×{「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×100}×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」×0.9（調整率） ＜算式2＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「＜算式1＞により算定した金額」 (実績報告時) 次の＜算式3＞により算定した額から＜算式4＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。 ＜算式3＞ 「加算当年度の区分1に係る加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた区分1に係る加算率」×0.9（調整率） ＜算式4＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「＜算式3＞により算定した金額」			
(2) 公定価格における人件費の改定分の額の通知・要請（市町村担当） 市町村の長は、職員への賃金の適切な支払に資するよう、加算当年度内に公定価格における人件費の改定があった場合には、その影響額を設置者・事業者迅速に通知すること。その際、広域利用子ども分の影響額については、施設の所在する市町村において通知すること。			

(続) 4 処遇改善等加算	この場合において、増額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、加算額の増加分を含む給付増額額について、一時金等による迅速かつ確実な賃金や法定福利費等の事業主負担の支払に充てるよう指導するとともに、増額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規程等の改定にも計画的に取り組むことについて要請すること。 また、減額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、減額改定を理由に公定価格を原資とする職員の人件費を引き下げの場合でも、賃金や法定福利費等の事業主負担分について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額（上記の第4に示す<算式1>又は<算式3>により算出される減額改定分）を超える減額が行われないよう指導するとともに、減額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定を行う場合は、この趣旨を適切に反映したものとなるよう要請すること。	
	(第5 賃金の改善)	
	1 加算額の使途	
	加算額の使途として以下の要件に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	区分1に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等（注）に適切に充てること。 区分2、区分3に係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善（注）に確実に充てること。 また、当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額についても、その全額を職員の賃金の改善（注）に確実に充てること。 （注） 当該加算による改善額に伴う法定福利費等の事業主負担分に充てても良いこと。	
	2 賃金改善の方法	
	賃金改善の方法として以下の要件に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ
	処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、第1の1の目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（給与規定等に基づいた職員個人の業績評価等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと（注1）を前提に行うとともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。 区分2に係る加算額については、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。 区分3の「質の向上分」に係る加算額については、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等（注2）に対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。 また、区分2及び区分3を併せた加算による改善額のうち1／2以上は、基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること。 （注1） 基準年度と比べて加算額が減少する場合や施設独自の改善を実施しないこととした場合、必要事項を記載した別紙様式7「特別な事情に係る届出書」を提出した場合については、この限りではない。 また、3により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を抛出の程度を超えて低下させたりしないこと。 （注2） 年度内に研修修了を予定している者であって、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者を含む。	
	3 他の施設・事業所の賃金改善への充当	
	区分2に係る加算額については、その一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（注）における賃金の改善に充てるができること。 （注） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（当該施設・事業所が所在する市町村の区域外に所在するものを含む。）に限る。	
4 加算当年度の残額が翌年度に存在する場合の取扱い		
加算当年度の残額が翌年度に存在する場合の取扱いとして以下の要件に沿って対応していますか。	☐ はい ☐ いいえ	
加算当年度の終了後、「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた賃金総額」を下回った場合は、その翌年度内に速やかに、その差額の全額（以下「加算当年度の翌年度において加算当年度に支払うべき残額」という。）を一時金等により支払い、職員の賃金の改善に充てること。なお、①が②以上となった場合であっても、「加算による改善等実績総額」が区分2及び区分3に係る加算額を下回った場合には、その差額の全額を一時金等により速やかに支払い、職員の賃金の改善に充てること。		

	$+ \{3 \text{ 歳児及び満}3 \text{ 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}$ $+ \{1, 2 \text{ 歳児数 (保育認定を受けた子供に限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\}$ $+ \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$		
	※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。		
	2) 加算額は、次のとおり算定していますか。 地域区分等に応じた単価 + 当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価×認定された〔（加算率(a)+ 加算率(b)) ×100〕+ 加算率(c)]を乗じて得た額を加えた額とする。	☐ はい ☐ いいえ	
8 4歳以上児配置改善加算 [加算認定申請に基づき市が認定]	1) 当該施設等（チーム保育加配加算又はチーム保育推進加算を算定している施設等を除く。）において、4歳以上児25人につき、教員、保育士等を一人配置する場合に加算していますか。 (1) 加算の要件 基本分単価における必要保育教諭等の年齢別配置基準（p7 ①保育教諭等のi）4歳以上児に係る教員配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施する施設（チーム保育加配加算を算定している施設は除く。）に加算する。なお、4歳以上児が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。 <算式> $\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/25 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3 \text{ 歳児及び満}3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数 (保育認定を受けた子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$ (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等数及び職員体制図等）を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。 (3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価にP20の4. 処遇改善等加算の※加算の算定参照で認定した〔（加算率(a)+加算率(b)) ×100〕+加算率(c)]を乗じて得た額を加えた額とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
「4歳以上児配置改善加算」と他の年齢別の配置改善加算との適用の整理について	4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算の適用については、以下のA～Pの算式により算出された職員数を満たしているか確認することにより、A～Pの組み合わせに応じた加算が適用される。 認定子ども園は、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに算定すること。ただし、チーム保育加配加算を算定している施設は、4歳以上児配置改善加算は適用しない。 また、チーム保育加配加算は、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算と併給する場合であっても、配置基準上保育教諭等数とは別に必要保育教諭等数を算出する。 A：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算 B：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算 C：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算 D：4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算 E：3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算 F：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算 G：4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算 H：4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算 I：3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算 J：3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算 K：満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算 L：4歳以上児配置改善加算 M：3歳児配置改善加算 N：満3歳児対応加配加算 O：1歳児配置改善加算 P：いずれも対象外 <算式 A>		

(続)「4歳以上児配置改善加算」と他の年齢別の配置改善加算との適用の整理について	{4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 B> {4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {1, 2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 C> {4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/15 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 D> {4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 E> {4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 F> {4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/15 (同)} + {1, 2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 G> {4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {1, 2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 H> {4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/20 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 I> {4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {1, 2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 J> {4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/15 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 K> {4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 L> {4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/20 (同)} + {1, 2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 M> {4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/15 (同)} + {1, 2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 N> {4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {1, 2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 O>
---	--

	{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/20 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入) <算式 P> {4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/20 (同)} + {1, 2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)	
9 1歳児配置改善加算 [2号・3号認定のみ] [加算認定]申請に基づき市が認定 費用1条23の3費用通知別紙4 III4	1) 1歳児配置改善加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当
	※ 基本分単価における必要保育士数の年齢別配置基準 (P7) のうち、1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施し、以下の要件を満たす施設に加算する。なお、1歳児の実人数が5人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。	
	<要件> i 処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。 ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上 を有するシステム を導入し、業務に活用していること。 ① 園児の登園及び降園に管理に関する機能 ② 保育に係る計画・記録に関する機能 (注) (注) 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。 ③ 保護者との連絡に関する機能 (注) (注) ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。 ④ キャッシュレス決済に関する機能 (注) ICTを介さない個別アプリによる銀行振込や口座振替の場合等を除く。 iii 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号) 第4 加算額の算定、2 区分1及び区分2の加算率の算定に示す方法により算定される「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。 ※ 原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること <算式> {4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/20 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)	
2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請 (施設名、加算の適用年月、利用子ども数 (見込み) 及び保育士の配置状況が記載された職員体制図、要件に該当している旨の申告等) を徴して確認すること。 (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、 (1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月初日に(1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。 ただし、(1) iiiの要件だけが適合しなくなった場合には、当該年度中は条件を満たしているものとみなすこととする。		
3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 (区分1及び区分2) の単価に1の(2)で認定した [(加算率(a)+加算率(b))×100] +加算率(c)] を乗じて得た額を加えた額としていますか。 (年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く)		☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当
10 満3歳児対応加配加算 [1号認定のみ] [加算認定]申請に基づき市が認定	1) 満3歳児対応加配加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 【3歳児配置改善加算の適用がない場合】 基本分単価における必要保育教諭等の年齢別配置基準 (p7 ①保育教諭等 のi) のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人 (満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人) により実施すること。 <算式> {4歳以上児数× 1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当

	$+ \{3 \text{ 歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\}$ $= \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$ 【3歳児配置改善加算の適用がある場合】 基本分単価における必要保育教諭等の年齢別配置基準 (p7 ①保育教諭等 のi) のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人 (満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人) により実施すること。 <算式> $\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\}$ $+ \{3 \text{ 歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\}$ $= \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$ ※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月の初日に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用がない。										
11 講師配置加算 [1号認定のみ] [加算認定申請に基づき市が認定]	1) 講師配置加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 <table border="1" data-bbox="983 678 1098 786"> <tr> <td>☐はい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐非該当</td> <td></td> </tr> </table> 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師 (幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者) を配置する教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設であること。 ※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月の初日に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用がない。 2) 加算額は、次のとおり算定していますか。 <table border="1" data-bbox="983 958 1098 1025"> <tr> <td>☐はい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いいえ</td> <td></td> </tr> </table> 地域区分等に応じた単価 + (当該加算に係る処遇改善等加算 (区分1及び区分2) の単価×認定された [(加算率(a)+加算率(b)) ×100] +加算率(c)) を乗じて得た額を加えた額とする。	☐ はい		☐ いいえ		☐ 非該当		☐ はい		☐ いいえ	
☐ はい											
☐ いいえ											
☐ 非該当											
☐ はい											
☐ いいえ											
12 休日保育加算 [2号・3号認定のみ] [加算認定申請に基づき市が認定] ※ 共同実施施設は、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認する。	1) 休日保育加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 <table border="1" data-bbox="983 1099 1098 1207"> <tr> <td>☐はい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐非該当</td> <td></td> </tr> </table> 休日等において、以下の要件を満たして、保育を実施すること。 ① 休日等を含めて年間を通じて開所する施設 (※) を市町村が指定して実施すること。 ※ 複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所 (居宅訪問型保育事業所は除く。) 又は共同実施施設という。) を含む。 ② 認定基準での職員配置基準等 (p3~4の「1 職員配置」の2) 及び「3 職員の資格」) に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置すること。 ③ 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。 ④ 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。 ※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月の初日に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用がない。 2) 加算額は、次のとおり算定していますか。 <table border="1" data-bbox="983 1554 1098 1621"> <tr> <td>☐はい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いいえ</td> <td></td> </tr> </table> 地域区分等及び以下により認定された休日保育の年間延べ利用子ども数に応じた単価 + (当該加算に係る処遇改善等加算 (区分1及び区分2) の単価×認定された [(加算率(a)+加算率(b)) ×100] +加算率(c)) ÷ 当該施設における各月初日の利用子ども数 (休日等に保育を利用しない子どもを含む。) (算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。) ・ 市は、毎年度、休日保育対象施設から、当該保育対象施設における休日保育の年間延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行う。 なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日保育の年間延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行う。 ・ 休日保育の年間延べ利用子ども数には、休日等に当該施設を利用する、当該施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含む。	☐ はい		☐ いいえ		☐ 非該当		☐ はい		☐ いいえ	
☐ はい											
☐ いいえ											
☐ 非該当											
☐ はい											
☐ いいえ											

(続) 12 休日保育 加算 [2号・3号認定 のみ]	なお、当該休日保育対象施設が共同実施施設である場合は、休日保育の年間延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含む。 認定された休日保育の年間延べ利用子ども数は、要件に適合せず加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用される。		
	3) 翌年4月末日までに実績報告書を市に提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ	
	(公定価格F A Q Ver. 28 令和7年9月9日 No39、98、99、100) ※ 実績が見込みを上回った（下回った）場合であっても、加算額の増額（減額）は行われない。 なお、利用見込みと実績が大きく異なった場合には、翌年度の利用見込みの算出及び市町村による加算額の認定の際に、その実績を踏まえて適切な利用見込み数の算出・認定をする必要がある。 ※ 休日保育加算の対象となる「原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども」が休日保育を利用する場合、当該休日保育の利用に対し、所得に応じた利用者負担とは別に、利用料を徴収することはできない。 保護者のいずれもが急な出張等により保育が必要な状態になるなど、単発で休日保育を利用する場合についても、休日保育加算の対象とすることもできる。この場合は、休日保育加算により費用が賄われることになるため、保護者から利用料を徴収することはできない。 就労により認定を受けた保護者が、冠婚葬祭など保育認定を受けた事由とは異なる事由により、休日に保育を利用する場合には、一時預かり事業により利用することが考えられる。この場合は、保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになる。 ※ (常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日（例：店の定休日である火曜日が週休日）に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることについて) 就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないことになるが、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、保育の利用を妨げるものではない。その場合、別途の利用料を徴収することはできない。 ※ 日曜日における就労等に係る保育ニーズへの対応の観点から、間食又は給食等を提供することが基本であるが、(休日に自園調理を行うことが困難である場合など) 保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられる。		
13 夜間保育 加算 [2号・3号認定 のみ] [加算認定] 申請に基づき 市が認定 (夜間保育所と して認定を受 けていること)	1) 夜間保育加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	認定こども園については、以下の要件に適合するものとして市に認定された夜間保育を実施する施設であること。 (設置経営主体) 夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。 (事業所) 保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であること。 (職員) 施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。 (設備及び備品) 仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。 (開所時間) 保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。		
	2) 加算額は、次のとおり算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ	
	地域区分等に応じた単価 + (当該加算に係る処遇改善等加算 (区分1及び区分2) の単価×認定された [(加算率(a)+加算率(b)) ×100] +加算率(c))		
14 チーム保育 加配加算 [加算認定] 申請に基づき 市が認定	1) チーム保育加配加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を超えて、保育教諭等（幼稚園教員免許状を有するが保育教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。）を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、3歳以上子ども（認定こども園全体の教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども（4歳以上児及び3歳児に限る。）をいう。以下同じ。）に対し、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施すること。 なお、本加算の算定上の「加配人数」は、3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数（注1）の範囲内で、「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数（注2）とする。 （注1） 3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数		

(続) 14 チーム保育 加配加算	45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、 241人以上270人以下：3.5人、271人以上300人以下：5人、 301人以上450人以下：6人、451人以上：8人 (注2) 「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。 ① 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人未満の場合 → 小数点第1位を四捨五入した員数とする。 (例) 2.3人の場合、2人 ② 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人以上の場合 → 小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 (例) 3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人	
	※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。	
	2) 加算額は、次のとおり算定していますか。	☐はい ☐いいえ
	① 地域区分及び3歳以上子どもの利用定員の区分に応じた単価に、1)の「加配人数」を乗じて得た額に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に認定された〔{(加算率(a)+加算率(b))×100}+加算率(c)〕を乗じて得た額を加えた額に1)の「加配人数」を乗じて得た額を加えた額とする。 ※ [教育標準等認定1号] ② [教育標準等認定1号]の額 + 4歳以上児及び3歳児の単価 ※ [保育認定2号・3号]	
15 減価償却 費加算 [2号・3号認定 のみ] [加算認定] 申請に基づき 市が認定	1) 減価償却費加算を算定している場合、以下の加算の要件の全てに適合していますか ☐はい ☐いいえ ☐非該当 ① 認定こども園の用に供する建物が自己所有であること（注1） (注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること ② 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること ③ 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと（注2） (注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、③に該当することとして差し支えない。 ・老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ・当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ・1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること ④ 賃借料加算の対象となっていないこと ※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 2) 加算額は、「都市部」の区分に定められた額を算定していますか。 ☐はい ☐いいえ (都市部：人口密度が当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/k㎡以上の市町村) (公定価格FAQ Ver.28 令和7年9月9日 No.123、No.128) ※ 加算要件③の「国庫補助金」には、地方単独補助金は含まれないが、減価償却費加算の趣旨に鑑み、地方単独補助金と二重交付とならないよう、市町村判断で加算の認定をしないという判断も可能である。 ※ (要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とはどのように判断するのか) 減価償却費加算は、施設整備費等の国庫補助金(以下「整備費等補助金」という。)の補助対象となる整備等(株式会社の場合は、整備費等補助金の対象外であることから、整備費等補助金の補助対象と同等の整備等)を実施しながら、整備費等補助金の交付を受けない場合に加算されるもの。 減価償却費加算の適用の有無は、以下を基準に判断すること。 2 認定こども園の場合	

	保育所部分の一部でも整備費等補助金の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象にならない。したがって、幼稚園部分について幼稚園整備補助等の国庫補助金を受けた場合でも、保育所部分を自己資金で整備した場合は、減価償却費加算の対象となる。	
16 賃借料加算 [2号・3号認定のみ] [加算認定申請に基づき市が認定]	1) 賃借料加算を算定している場合、以下の加算の要件の全てに適合していますか。 ① 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること（注） （注）施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること ② ①の賃貸物件に対する賃借料が発生していること ③ 賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと ④ 減価償却費加算の対象となっていないこと ※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。	☐はい ☐いいえ ☐非該当
	2) 加算額は、次の区分に定められた額を算定していますか。 A地域・都市部 （埼玉県：A地域、都市部：人口密度が当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/Km²以上の市町村）	☐はい ☐いいえ
17 通園送迎加算 [1号認定のみ] [加算認定申請に基づき市が認定]	1) 通園送迎加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 利用子どもの通園の便宜のため送迎を行う施設であること。 なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算するものとする。 （注）送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等）は問わない。 ※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。	☐はい ☐いいえ ☐非該当
	2) 加算額は、次の区分に定められた額を算定していますか。 地域区分等に応じた単価 ＋（当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価×認定された[(加算率(a)+加算率(b))×100]＋加算率(c)）	☐はい ☐いいえ
18 給食実施加算 [1号認定のみ] [加算認定申請に基づき市が認定]	1) 給食実施加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 給食を実施している施設であること。 本加算の算定上の「週当たり実施日数」は、休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4（週）で除して算出（小数点第1位を四捨五入）することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとする（保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む）。 なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。 （注）給食の実施方法（業務委託、外部搬入等）は問わない。 ※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。	☐はい ☐いいえ ☐非該当
	2) 加算額は、次の区分に定められた額を算定していますか。 定員区分及び以下の給食の実施形態の別に応じて定められた単価に「週当たり実施日数」を乗じた額 ＋（当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価(加算率(a)及び加算率(b)に係る部分)×[(加算率(a)+加算率(b))×100×「週当たり実施日数」を乗じて得た額及び当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価（加算率(c)に係る部分）×認定した加算率(c)）] ①施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合 ※ 施設の職員が調理を行っている場合のほか、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合を含む。 ②施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合 ※ 搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合を含む。	☐はい ☐いいえ

19 外部監査費加算 [加算認定]申請に基づき市が認定	1) 外部監査費加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、 外部監査 を受ける場合に加算する。 外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校法第104条第2項に規程する会計監査法人の監査、私立学校振興助成法第14条第2項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。 ※ 当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する（監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。）。 なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市あて提出すること。 2) 加算額は、次の区分に定められた額を算定していますか。 認定こども園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
20 副食費徴収免除加算 [加算認定]1号認定は、申請に基づき月ごとに市が認定	1) 副食費徴収免除加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 【保育認定2号・3号】 すべての施設 【教育標準時間認定1号】 給食実施日があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子ども（注2）に給食実施日がある施設であること。 （注1） 副食の提供状況については保護者への意向聴取等により施設が把握している各月初日における副食の提供予定による。また、施設の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なすものとする。 （注2） 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。 ①年収360万円未満相当の世帯に属する子ども ②所得階層にかかわらず、全ての世帯の第3子以降の子ども ③保護者及び当該保護者同一の世帯に属する者が市町村民税を課税されない者に準ずる者である子ども 2) 加算額は、次のとおり算定していますか。 【保育認定2号・3号】 加算額は、定められた額とし、副食費徴収免除対象子ども（上記注2の子ども）に加算 【教育標準時間認定1号】 加算額は、定められた額に、各月の給食実施日数（20を超える場合には20とする）を乗じて得た額とし、副食費徴収免除対象子ども（上記注2の子ども）について加算（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て）	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
(加減調整部分)			
21 土曜日に閉所する場合 [2号・3号認定のみ] [調整の適用]申請に基づき市が認定	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設は、次の調整額を算定（減算）していますか。 開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱いいます。 なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱いいます。 調整額＝（適用される基本分単価＋処遇改善等加算（区分1及び区分2）＋3歳児配置改善加算＋4歳以上児配置改善加算＋1歳児配置改善加算＋夜間保育加算）×地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日数）に応じた調整率（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） （公定価格FAQ Ver.17 令和3年2月10日 No.118） ※（「半日開所や開所時間が11時間に満たない場合」、「半日開所のニーズしかない地域で、ニーズに合わせて半日しか開所しない場合」の取扱い） 公定価格上、2・3号認定子どもを受け入れる施設は、土曜日も含め、基本的に11時間開所を想定しており、土曜日の利用ニーズがあるにも関わらず、半日開所する場合も含めて開所時間が11時間に満たない場合は、基本的に減算の対象となる。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	

	ただし、地域のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間（例えば午前中のみ）のみ開所する場合は減算の対象とはならない。		
22 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 [調整の適用]申請に基づき市が認定	1) 次の調整の適用を受ける施設の要件に該当しますか。 以下の要件を満たさない施設であること。 (要件) 主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための代替保育教諭等 (p6 ①保育教諭等 ii c) を配置し、以下の事業等を複数実施すること。 また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。 【教育標準時間認定1号】 ① 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ② 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ③ 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） ④ 障害児（軽度障害児を含む。）（注）に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） （注） 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。 ⑤ 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの（年度当初から当該取組を開始する場合は5月において計画により下記の要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。） ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校の子ども及び教職員との交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること（継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。）。 ⑥ 都道府県及び市町村等の教育委員会又は幼児教育センターなど楊枝今日言う施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う部局、あるいは幼児教育アドバイザーなど地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していること。 ⑦ 災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じたこどもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。 ⑧ 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業） 【保育認定2号・3号】 ① 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ② 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。	☐ 該当 ☐ 非該当	

(続) 22 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	③ 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。） ④ 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） ⑤ 障害児（軽度障害児を含む。）（注）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） （注）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。 ⑥ 災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じたこどもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。 ⑦ 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業） ※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がない。
23 年齢別配置基準を下回る場合 [調整の適用申請に基づき市が認定]	2) 調整の適用を受ける施設は、次の調整額を算定（減算）して ☐はい ☐いいえ いますか。 調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に認定された $[(\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)}) \times 100] + \text{加算率(c)}$ を乗じて得た額を加えた額とする。 1) 次の調整の適用を受ける施設の要件に該当しますか。 ☐該当 ☐非該当 施設に配置する保育教諭等の数が、p7 ①保育教諭等の i 及び ii で定める保育教諭等の数（ii の c を除き、学級編制調整加配加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等1人を含む。）を下回ること。 本調整の算定上の「人数」 $= (\text{認定こども園全体の必要保育教諭等の数} - \text{実際に配置する保育教諭等の数}) \div 2$ ※ 月の15日の前日以前に職員の退職等により年齢別配置基準を下回った場合には、1)の要件に適合した日の属する月の翌月から、月の15日以降に年齢別配置基準を下回った場合には、1)の要件に適合した日の属する月の翌々月から調整を適用することとし、1)の要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がない。 2) 調整の適用を受ける施設は、次の調整額を算定（減算）して ☐はい ☐いいえ いますか。 調整額（不足する保育教諭等の1人当たりの額）は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に認定された $[\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)} \times 100] + \text{加算率(c)}$ を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とする。
24 配置基準上求められる職員資格を有しない場合 [調整の適用] 職員の充足状況の確認、申請等に基づき市が認定	1) 次の調整の適用を受ける施設の要件に該当しますか。 ☐該当 ☐非該当 p7 ①保育教諭等で定める保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいること。 本調整の算定上の「人数」=上記の必要資格を有しない者の数÷2 ※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がない。 2) 調整の適用を受ける施設は、次の調整額を算定（減算）して ☐はい ☐いいえ いますか。 調整額（必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額）は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に認定された $(\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)}) \times 100$ を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要資格を有しない教育・保育従事者（保育従事者）の「人数」を乗じて得た額を調整額とする。
25 安全計画の策定等をしていない場合 [調整の適用] [1号・2号・3号認定同じ]	1) 学校安全計画を策定し、当該学校安全計画に基づく取組を実施していますか。 ☐はい ☐いいえ <調整の適用を受ける施設の要件> 学校安全計画を策定しておらず、当該学校安全計画に基づく取組を実施していない施設に適用する。 <適用の始期に関する留意事項> 本調整は、令和8年7月から適用する。 <調整の適用を受ける施設の認定> (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設の設置者から1)の要件の適合の有無を確認の上、施設が所在する市町村長が行う。

	なお、認定こども園については、学校安全計画を策定し、当該学校安全計画に従い必要な措置等を講じなければならないことから、1)の要件を満たさない場合は、調整の適用と併せて、市町村から都道府県等に情報共有し、適切に指導監督が行われる。 (イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、(ア)の申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、1)の要件に適合しなくなった場合には、1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用がないものとする。 <調整額の算定> 調整額は、定められた額とする。		
26 経営情報等の報告を行っていない場合	1) 調整の適用を受ける施設の要件に該当しますか。	☐ はい ☐ いいえ	
【調整の適用】 【1号・2号・3号認定同じ】	<調整の適用を受ける施設の要件> 毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告について、報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告が行われていない施設及び誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされていない施設(注1)に適用する(注2)。 ただし、都道府県又は市町村が、事業年度終了後5か月の報告期限から3か月(以下「当初の期限」という。)が経過するまでの間に指摘を行い、修正報告の期限が当初の期限内にある場合には、修正報告が指摘から概ね1か月を超えたとしても、当初の期限内に適切な修正報告がなされていれば、当該調整は適用しない。 ※ (注1) 修正の報告に関する留意事項 修正の報告内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しない。なお、「市町村が必要と認める場合」は、報告内容及び施設の状況等を勘案し、市町村が判断するものとする。 都道府県又は市町村が報告内容について施設に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘を行った日を起算日として概ね1か月が経過した翌月から、当該調整を適用することができる。 (注2) 適用の始期に関する留意事項 本調整は、令和8年7月から適用する。したがって、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない施設においては、令和8年7月分から当該調整を適用する。また、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日以降に都道府県又は市町村が誤りに係る指摘を行った場合において、概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない施設に対しても、同様に取り扱う。 <調整の適用を受ける施設の認定> (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、施設の報告状況を確認の上行うこと(注)。 適用を受ける期間は、当初の期限又は修正の報告期限の属する日のうちいずれか遅い日の翌月から適切な報告等がなされる日の属する月までの間とする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が必要と認める期間においては、当該調整の適用を受ける施設の認定を行わないことができる。 (注) 施設の報告状況の確認に係る留意事項 経営情報等の報告においては、市町村のみならず都道府県が施設に対し指摘等を行う場合があるため、都道府県が指摘を行った場合には認定を行う市町村への情報提供を必ず行う。 (イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、報告又は指導監督等を通じてその状況を把握し、適切な報告等がなされることにより1)の要件に適合しなくなった場合には、1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から調整の適用が無いものとする。 <調整額の算定> 調整額は、本調整措置が適用される施設における基本分単価に 5/100 を乗じて得た額とする(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)		
(乗除調整部分)			
27 定員を恒常的に超過	1) 次の調整の適用を受ける施設の要件に該当しますか。	☐ 該当 ☐ 非該当	

する場合 [調整の適用] 状況確認の上、市が認定	【教育標準時間認定1号】 直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にあること。 （注1） 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、国の設備運営基準、施設の設備及び運営に関する基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。 （注2） 年間平均在所率当該年度内における各月の初日の教育標準時間認定を受けた在籍子ども数の総和 ÷各月の初日の教育標準時間認定に係る利用定員の総和 【保育認定2号・3号】 直前の連続する2年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設であること。 （注1） 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、国の認定基準及び費用通知等に定める基準を満たしていること。 （注2） 年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の保育認定を受けた在籍子ども数の総和 ÷各月の初日の保育認定に係る利用定員の総和 【共通】 ※ 教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則である。 ※ 上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導が行われる。 ※ 支援法による確認を受ける前から既に認可定員（認定こども園を構成する幼稚園の収容定員を前提として定められた現行の認定こども園法第4条第1項第3号の利用定員又は満3歳以上の子どもに係る同項第4号の利用定員をいう。）を超過していた認定こども園についての取扱い、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」による。 ※ 指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がない。						
	2) 調整の適用を受ける施設は、適用される基本部分及び加減調整部分の額について、次のとおり算定（減算）していますか。 <table border="1" data-bbox="986 1160 1098 1227"> <tr> <td>☐はい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いいえ</td> <td></td> </tr> </table> （基本分単価 ～ 経営情報等の報告を行っていない場合（副食費徴収免除加算を除く。）の額の合計） ×地域区分等に応じた調整率（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て）	☐ はい		☐ いいえ			
☐ はい							
☐ いいえ							
(特定加算部分)							
28 療育支援加算 [加算認定] 申請に基づき市が認定	1) 療育支援加算を算定している場合、以下の①及び②の加算の要件に適合していますか。 <table border="1" data-bbox="986 1339 1098 1440"> <tr> <td>☐はい</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐非該当</td> <td></td> </tr> </table> 2) 加算の要件 障害児（注1）が利用しており、かつ、以下の要件を満たす施設に①又は②を加算する。 なお、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とならない。 ※以下の取組は、施設を利用する全ての障害児を対象として行うことを原則とする。また、障害児以外の利用子どもの中に、こうしたきめ細かな教育・保育を行うことが必要と考えられる利用子どもがいる場合は、当該利用子どもも含めてこれらの取組を行うことが望ましい。 ただし、対象人数が多く、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しについて十分に行うことができないことが見込まれるときは、特にこうした取組を通じた教育・保育を行う必要がある障害児から優先的に取り組んでいくことも可能とする。 なお、当該加算が適用される施設においては、本加算を取得することで障害児への教育・保育に関する専門性を高め、当該施設が地域全体のインクルージョンの推進に寄与することが期待されることから、障害児を積極的に受け入れ、正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないように留意すること。 また、障害児への教育・保育を行う際には、主幹保育教諭等や専門職だけでなく、施設の職員がチームとなって取り組むこと。 ① 主幹保育教諭等を補助する者を配置する場合 主幹保育教諭等を補助する者を配置し、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた専門的支	☐ はい		☐ いいえ		☐ 非該当	
☐ はい							
☐ いいえ							
☐ 非該当							

援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る以下の要件を満たす施設に加算する。

＜要件＞

i 対象となる障害児の把握を行う。

施設を利用する障害児について、障害特性等や気にかけるべき点等を整理した一覧表等を作成し、施設の職員間で共有する。なお、障害児が障害児通所支援事業所等を利用している場合は、当該一覧表等には障害児通所支援事業所等の事業の種別や利用する日時等も含めるものとする。

ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。

個々の障害児について個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、当該個別の指導計画に基づき教育・保育を行うとともに、定期的に個別の支援計画及び個別の指導計画の見直しを行う。

なお、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しに当たっては、施設の職員を集めた会議において協同して検討することとする。また、個別の支援計画の作成に当たっては、保護者と連携を図ることとする。加えて、作成及び見直しをした個別の支援計画について、関係機関と情報共有することとする。

iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。

障害児通所支援事業所等を利用する障害児については、iiの個別の支援計画の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図り、障害特性等や当該障害児通所支援事業所等における支援内容等を把握した上で行うものとする。

iv 障害児の家族への支援として以下の(i)～(iii)の全ての取組を行うこと。

(i) 家族からの相談を受け付ける体制の構築

(ii) 個別面談(子育ての困りごとなどへの助言・援助)、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組

(iii) (i)及び(ii)の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知

v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

児童発達支援センターや地域における障害児支援の中核的な役割を担う障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修に参加するとともに、地域の教育・保育施設等及び障害児が就学する小学校等と、障害児の教育・保育についての情報交換等を行う等の連携を図ること。

② 専門職を活用する場合

専門職(注6)を活用して(注7)、関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた専門的支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る次の要件を満たす施設に加算する。

＜要件＞

i 専門職が、月に60時間以上(1週に2日程度)、業務に従事していること。

ii ①のiからvの取組を実施していることに加え、障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。

(注1) 施設を利用する障害児のうち、1人は市町村が認める障害児とし、2人目以降は施設において適宜以降判断して差し支えないものとする。

なお、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料や、**障害児通所支援や障害福祉サービス等を利用している事実が確認できる資料**をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児が利用している」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 本加算の適用の有無は認定子ども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。

(注4) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注5) 令和7年度において療育支援加算を算定している施設については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことで、①の要件を満たすものとする。

(注6) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る

(続) 28 療育支援 加算	業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいう。 なお、看護師又は准看護師を活用する場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。 (注7) 専門職の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や雇用している場合も対象となる。 ※ 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、対象の利用子どもやその人数、専門職の職種や各月の業務に従事する時間等(見込みを含む)が確認できる資料等)を徴して確認すること。		
	※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がない。		
	3) 加算額は、次のとおり算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ	
	【教育標準時間認定1号】 加算額は、以下に掲げる状況の別に定める基本額((A)及び(B)については、当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価×[(加算率(a)+加算率(b))×100]+加算率(c)] ÷ 各月初日の利用子ども数(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。) (A) 2) ①の要件を満たす特別児童扶養手当支給対象児童(注1)受入施設 (B) 2) ①の要件を満たす特別児童扶養手当支給対象児童(注1)以外の障害児受入施設 (C) 2) ②の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月90時間以上(注2)であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童(注1)受入施設又は定員90人以上の施設 (D) 2) ②の要件を満たす施設 (注1) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。 (注2) 1週に3日程度の配置又は嘱託を想定。 【保育認定2号・3号】 加算額は、{(特別児童扶養手当支給対象児童受入施設(注)又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額+(当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価×認定された{(加算率(a)+加算率(b))×100}+加算率(c))}÷各月初日の保育認定を受けた利用子ども数(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て) (注) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが、所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。		
29 事務職員 配置加算 [1号認定のみ] [加算認定] 申請に基づき 市が認定	4) 実績の報告等 本加算の適用を受けた施設は、2)に定める要件に係る実施状況が分かる資料を作成するとともに、翌年4月末日までに実績報告書を市に提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	1) 事務職員配置加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)を超えて、非常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が91人以上の施設であること。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要である。
	※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がない。		
	2) 加算額は、次のとおり算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ	(基本額+(当該加算に係る処遇改善等加算(区分1及び区分2)の単価×認定された{(加算率(a)+加算率(b))×100}+加算率(c))÷各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て)
30 指導充実 加配加算 [1号認定のみ] [加算認定]	1) 指導充実加配加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超えて、非常勤講師を配置

申請に基づき 市が認定	する教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども（2号認定に限る。）子どもに係る利用定員が271人以上の施設であること。 ※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。
	2) 加算額は、次のとおり算定していますか。 ☐はい ☐いいえ （基本額＋（当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価×認定された{(加算率(a)+加算率(b))×100}＋加算率(c)）÷各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て）
31 事務負担 対応加配加算 [1号認定のみ] [加算認定] 申請に基づき 市が認定	1) 事務負担対応加配加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 ☐はい ☐いいえ ☐非該当 基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員（注）並びに「事務職員配置加算」において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が271人以上の施設であること。 （注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要である。 ※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 2) 加算額は、次のとおり算定していますか。 ☐はい ☐いいえ （基本額＋（当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価×認定された{(加算率(a)+加算率(b))×100}＋加算率(c)）÷各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て）
32 冷暖房費 加算	以下の地域の区分に応じて定められた額を加算していますか。 ☐はい ☐いいえ 志木市は「その他の地域」一級地～四級地及び激変緩和地域以外の地域に該当
33 施設関係 者評価加算 [加算認定] 申請に基づき 市が認定	1) 施設機能強化推進費加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 ☐はい ☐いいえ ☐非該当 認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価（以下「自己評価」という。）を実施するとともに、認定こども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者（施設職員を除く。）による評価（以下「施設関係者評価」という。）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する施設であること。 ※ 施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体で作成したものを含む。）に準拠し、自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとする。 （注）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。 （注）評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表（評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市は評価や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。 2) 加算額は、次のとおり算定し、3月初日に利用する子どもの単価に加算していますか。 ☐はい ☐いいえ 公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設（注）とそれ以外の施設の別に応じて定められた額 ÷ 3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） （注）幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設
除雪費加算 降灰除去費加算	志木市は、当該加算要件の地域に該当しない。
34 高齢者等 活躍促進加算	1) 高齢者等活躍促進加算を算定している場合、以下のア及びイの加算の要件に適合していますか。 ☐はい ☐いいえ ☐非該当

[2号・3号認定のみ] [加算認定申請に基づき市が認定] 35 施設機能強化推進費加算 [加算認定]	ア 高齢者等（注１）を職員配置基準以外に非常勤職員（注２）として雇用（注３）し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務（注４）を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。 また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象としないこと。 なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。 （注１）高齢者等の範囲 ① 当該年度の４月１日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満６０歳以上の者 ② 身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者） ③ 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者） ④ 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者） ⑤ 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦） （注２）非常勤職員の範囲 １日６時間未満又は月２０日未満勤務の者を対象とする。 （注３）雇用の範囲 雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。 （注４）高齢者等が行う業務の内容の例示 ①利用子ども等との話し相手、相談相手 ②身の回りの世話（爪切り、洗面等） ③通院、買い物、散歩の付き添い ④クラブ活動の指導 ⑤給食のあとかたづけ ⑥喫食の介助 ⑦洗濯、清掃等の業務 ⑧その他高齢者等に適した業務 イ 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること。 ① 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ② 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが１人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は５月において当該要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 ③ 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。） ④ 乳児が３人以上利用している施設（４月から１１月までの各月初日を平均して乳児が３人以上利用していること。） ⑤ 障害児（軽度障害児を含む。）（注）が１人以上利用している施設（４月から１１月までの間に１人以上の障害児の利用があること。） （注）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。 ⑥ 乳児等通園支援事業（児童福祉法第６条の３第23項に基づく事業）		
	2) 加算額は、次のとおり算定し、３月初日に利用する子どもの単価に加算していますか。 認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額 ÷ ３月初日の保育認定を受けた利用子ども数 （算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て）	☐ はい ☐ いいえ	
	3) 翌年４月末日までに実績報告書を市に提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ	
	1) 施設機能強化推進費加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注１・注２・注３）を行う施設であること。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	

申請に基づき 市が認定	注1 取組の実施方法の 例示	・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。	
	注2 取組に必要なとなる 経費の額	取組に必要なとなる経費の総額が、概ね 20 万円以上見込まれること。	
	注3 支出対象経費	需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費 ※ 防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。	
	（注） 本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。 （公定価格FAQ Ver.28 令和7年9月9日 No.149） ※ 施設の総合的な防災対策を図る取組については、避難訓練や防災教育などの活動に限らず、避難具の整備や災害に備えた物品（災害備蓄品）の購入も対象となる。		
2) 加算額は、次のとおり算定し、3月初日に利用する子どもの 単価に加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ		
	定められた額（ 20 万円が上限） $\div$ 3月初日の利用子ども数 $\hookrightarrow$ 【教育標準時間認定1号】 3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数 $\quad$ 【保育認定2号・3号】 3月初日の保育認定を受けた利用子ども数 （算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て）		
	3) 翌年4月末日までに実績報告書を市に提出していますか。		
	☐ はい ☐ いいえ		
36 小学校 接続加算 [加算認定] 申請に基づき 市が認定	1) 小学校接続加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当
	次の要件を全て満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設であること。 ① 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。 ② 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 ③ 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること。なお、小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。 （注） 本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。		
	2) 加算額は、次のとおり算定し、3月初日に利用する子どもの 単価に加算していますか。算定していますか。		☐ はい ☐ いいえ
	定められた額 $\div$ 3月初日の利用子ども数 $\hookrightarrow$ 【教育標準時間認定1号】 3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数 $\quad$ 【保育認定2号・3号】 3月初日の保育認定を受けた利用子ども数 （算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） ※ 当年度の3月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。		
37 栄養管理 加算 [2号・3号認定 のみ] [加算認定] 申請に基づき 市が認定	1) 栄養管理加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当
	食事の提供に当たり、栄養士等を活用（注）して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設であること。 （注） 栄養士等の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。		
	2) 加算額は、次の栄養士等の配置等の形態別に応じて、それぞれに定める計算式により算出された額としていますか。		☐ はい ☐ いいえ
	（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） ①配置： 本加算に係る栄養士等が雇用契約等により配置されている場合で、兼務に該当する場合を除く （基本額＋（当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価×認定された〔（加算率(a)＋加算率(b)）×100〕＋加算率(c)））÷ 各月初日の利用子ども数		

	②兼務： 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合 (基本額+ (当該加算に係る処遇改善等加算 (区分1及び区分2) の単価×認定された [(加算率(a)+加算率(b))×100] +加算率(c)))) ÷ 各月初日の利用子ども数 ③嘱託： 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士等としての業務を嘱託等する場合 基本額 ÷ 各月初日の利用子ども数						
38 第三者 評価受審加算 [加算認定] 申請に基づき 市が認定	※ 要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月の初日に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用がない。 ※ 栄養士等の配置について (公定価格FAQ Ver.28 令和7年9月9日 No.163) ① 栄養士等を派遣契約により施設に配置する場合は、派遣契約は「雇用契約等」に該当し、「配置」となる。(「兼務」に該当する場合を除く。) ② 法人本部で雇用する栄養士等が、各施設へ赴き、施設に栄養士等が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、「配置」となる。(「兼務」に該当する場合を除く。) ③ 栄養管理業務を外部委託する場合は、「栄養士等としての業務を嘱託等する場合」に該当し、「嘱託」となる。						
39 保育ICT 推進加算 申請に基づき 市が認定	1) 第三者評価受審加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"> ☐はい ☐いいえ ☐非該当 </td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> 「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市が認める第三者評価機関 (又は評価者) による評価 (行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。) を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設であること。 (注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体 (教育標準時間認定及び保育認定) を通じて行われるものであること。 ※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表 (評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。) が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。 その場合、市は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。 ※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできない。 2) 加算額は、次のとおり算定し、3月初日に利用する子どもの単価に加算していますか。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"> ☐はい ☐いいえ </td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> 定められた額 ÷ 3月初日の利用子ども数 ↳【教育標準時間認定1号】 3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数 ↳【保育認定2号・3号】 3月初日の保育認定を受けた利用子ども数 (算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て)			☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当		☐ はい ☐ いいえ	
☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当							
☐ はい ☐ いいえ							
	1) 教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任し、教育・保育に関する業務において情報通信技術を以下の要件のとおり効果的に活用 (注1) していますか。なお、法第58条第1項の規定による報告が適切に行われていない場合 (注2) 若しくは4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて国庫補助金の交付を受けた場合においては、当該年度の加算は適用されない。 (注1) 教育・保育に関する業務において「情報通信技術を効果的に活用している」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをいう。 i 業務においてICTの活用を進めており、以下の①～④の全ての機能を有するシステムを導入し、業務に効果的に活用していること。 ① 園児の当園及び降園の管理に関する機能 ② 保育に係る計画・記録に関する機能 (職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。) ③ 保護者との連絡に関する機能 (ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。) ④ キャッシュレス決済に関する機能 (ICTを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。) ii 公定価格の算定に係る申請等又は都道府県等による指導監督に必要な手続のいずれかにおいて、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保育業務施設管理プ						

	ラットホーム」のアカウントを有し、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。 iii 施設の見学予約等に係る手続において、「保活情報連携基盤」を活用していること。ただし、令和8年度に限り「保活情報連携基盤」のアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって、当該要件を満たしているものと取り扱う。 (注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項 施設は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第58条第1項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、施設が所在する市町村から施設に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や施設の状況等を勘案して市判断するものとする。							
	2) 加算額は、次のとおり算定し、3月初日に利用する子どもの単価に加算していますか。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="986 566 1102 600">□はい</td> <td data-bbox="1102 566 1469 600"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="986 600 1102 633">□いいえ</td> <td data-bbox="1102 600 1469 633"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="986 633 1102 667">□非該当</td> <td data-bbox="1102 633 1469 667"></td> </tr> </table>	□はい		□いいえ		□非該当	
□はい								
□いいえ								
□非該当								
	定められた額 ÷ 3月初日の利用子ども数 （算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。） ※ 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、保育所等におけるICT化推進事業の申請状況、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認する。							

第7 その他									
1 変更の届出	下記の事項に変更があったときは、10日以内にその旨を市(保育課)に届け出ていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当							
支援法第35条 支援法施行規則第33条	※ 届出が必要な変更事項(確認に係る変更届) [特定教育・保育施設] ①施設の名称及び設置の場所 ②設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該確認に係る事業に関するものに限る。) ④建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 ⑤施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 ⑧役員の氏名、生年月日及び住所 ※ 運営規程の軽微な変更の場合 運営規程の変更は全て届出が必要となるが、教育・保育の提供内容に大きな影響を与えない程度の軽微な内容の変更の届出については、少なくとも年に1度更新することを基本に、他の重要な変更の際に併せて行うなど柔軟に取り扱っても差し支えない。 (事業者向けFAQ 第7版 平成27年3月 p88) ※ 利用定員の減少をしようとするときは、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市に届け出なければならない。								
2 教育・保育に係る情報の公表	1) 提供する教育・保育に係る情報を、「子ども・子育て支援情報公表システム」に登録し、公表されていますか。	☐ いる ☐ いない							
支援法第58条 支援法施行規則第50条	※ 保護者の教育・保育を受けさせる機会を適切かつ円滑に確保するため、開所時間や利用定員等の教育・保育情報について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から各都道府県への報告を義務付けているもの。 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときは、施設又は事業所の所在地の都道府県に報告しなければならないとされている。 ※ 主な報告事項 ①運営法人に関する事項 ②施設・事業所に関する事項 ③従業者に関する事項 ④教育・保育等の内容に関する事項 ⑤利用料等に関する事項 ※ 令和2年9月から、WAMNET(独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト)の「子ども・子育て支援情報公表システム(愛称:ここdeサーチ)」で全国の教育・保育施設等の情報が閲覧可能となっている。→ https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ ※ 公表までの流れ (県) 各事業者の基本情報等を登録 → (施設) 施設の詳細情報を登録し、申請 → (市) 承認 → (県) 承認 → 公表								
	2) 公表情報について、毎年度更新していますか。(公表情報に変更がない場合も、その旨の届出が必要です。)	☐ いる ☐ いない							
3 法令遵守等の業務管理体制整備	1) 業務管理体制の整備に関する事項を、関係行政機関(以下の区分ごとの届出先)に届け出ていますか。	☐ いる ☐ いない							
	(届出年月日) _____ (届出先) _____ ※届出先 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合</td> <td>内閣総理大臣 (内閣府子ども・子育て本部)</td> </tr> <tr> <td>② 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が1つの市町村(特別区を含む。以下同じ。)内に所在する場合 (個人立の施設・事業所を含む)</td> <td>市町村長</td> </tr> <tr> <td>③ ①及び②以外の場合</td> <td>都道府県知事</td> </tr> </tbody> </table> 注) ・ 特定教育・保育施設: 認定こども園、幼稚園、保育所 ・ 特定地域型保育事業: 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 ・ 届出先は、施設・事業所の所在地によって決まるものであり、設置者・事業者の主たる事務所の所在地ではないので注意すること。			① 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合	内閣総理大臣 (内閣府子ども・子育て本部)	② 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が1つの市町村(特別区を含む。以下同じ。)内に所在する場合 (個人立の施設・事業所を含む)	市町村長	③ ①及び②以外の場合	都道府県知事
① 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合	内閣総理大臣 (内閣府子ども・子育て本部)								
② 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が1つの市町村(特別区を含む。以下同じ。)内に所在する場合 (個人立の施設・事業所を含む)	市町村長								
③ ①及び②以外の場合	都道府県知事								

【参考】

【こども家庭庁のホームページ】

◆子育て支援事業者の方向け情報

保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善（令和4年2月～9月）について
技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算II）に係る別紙様式等について
技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算II）に係る研修修了要件等について
都道府県における処遇改善等加算IIに係る研修実施主体の認定状況について
子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト（令和4年度版）
子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出について
事業者向けFAQ
子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）（平成27年7月改訂版）
新制度への移行見込み等の調査

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha>

◆教育・保育に関する報告・データベース

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
教育・保育施設等における事故報告集計
特定教育・保育施設等における事故情報データベース
教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議
教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
送迎用バスの安全対策
調査研究報告書

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort>

◆法令・通知等

子ども・子育て関連3法
政省令（子ども・子育て支援法施行令・施行規則）、運営基準、費用告示等）
通知
事務連絡 等
<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law>

◆幼児教育・保育の無償化概要

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/mushouka/gaiyou>

◆保育所等における新型コロナウイルス対応関連

保育所等における新型コロナウイルスによる休園等の状況（4月27日（木）14時時点各自治体報告集計分）
保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第二十一報）（令和5年5月8日現在）
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

【WAMNET（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）】

◆子ども・子育て支援情報公表システム（愛称：ここdeサーチ）

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>

【埼玉県のホームページ】

◆私立幼稚園事務参考資料集（学事課）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0204/vouchienjimusanankousirvoushuu.html>

・幼稚園の管理運営、会計事務の処理、保健管理及び安全管理

◆社会福祉施設等における水害・土砂災害への備え

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saigai-sonae.html>

・社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（埼玉県）
・避難情報に関するガイドライン（内閣府）
・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き〔洪水・内水・高潮編〕（国土交通省）

【市のホームページ】

◆地域防災計画

<http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/51,4187,208,682,html>

「資料編」に、「資料8. 4 浸水想定区域内要配慮者施設一覧」が掲載されている。

◆水防法等の改正による避難確保計画の作成と避難訓練実施の義務化

<http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37,85729,164,642,html>